

厚生労働科学研究費補助金

分担研究報告書

オーストラリアにおける移民労働者の 労働安全衛生教育に関するヒアリング調査報告

研究代表者 吉川直孝 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員
研究分担者 大幢勝利 （独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・所長代理

研究要旨

本研究は、移民労働者を多く受け入れているオーストラリアにおける労働安全衛生教育の制度・運用実態を把握することを目的として、2025年2月に現地の行政機関（Safe Work Australia、Work Safe ACT、Work Safe Victoria）、登録教習機関、民間建設業者（水道工事会社）を訪問し、現地関係者とのヒアリング調査を実施したものである。本調査を通じて得られた主要な知見は以下の通りである。

- ・オーストラリアの労働安全衛生制度は、移民を含む全労働者に均等に適用される法制度として整備されており、「PCBU（事業または事業計画を実施する者）」に対し、母国語での教育・訓練の提供を義務付ける法的枠組みがある。
- ・行政機関では、翻訳資料の整備、通訳支援、動画や視覚教材の活用など、多文化社会に対応した教育手法が広く用いられている。
- ・建設業や農業など、移民労働者が集中する産業においては、国家資格制度（例：White Card、High Risk Work License）や実技訓練を通じて、現場での安全を確保する体制が構築されている。
- ・インスペクター（監督官）には、言語確認・作業停止命令・即時罰則等の強力な権限が与えられており、制度の実効性が担保されている。

以上の調査結果からは、日本における外国人労働者向け安全衛生教育のあり方を見直すうえで、制度設計・言語支援・現場対応の3つの観点からオーストラリアの制度が有用な参考となることが明らかとなった。

1. 研究目的

本分担研究の目的は、移民労働者の就労比率が高いオーストラリアにおいて、移民を含む多様な労働者に対して、どのような労働安全衛生教育が制度的・実務的に実施されているかを明らかにすることである。特に以下の観点に注目し、日本における外国人労働者向けの安全衛生教育制度の改善に資する知見を得ることを目指している：

（１）法制度と規制の設計

- ・安全衛生教育の法的根拠、対象者、義務の構造（例：PCBU の義務、Reasonably Practicable 原則）

（２）行政の役割と運用

- ・国および州レベルでの監督機関の役割、監査・指導・罰則等の実施体制

（３）安全衛生教育の実施方法

- ・高リスク作業の資格制度、翻訳・通訳対応、訓練機関の教育内容や方法（視覚教材、AR 技術等）

（４）脆弱な労働者（文化的・言語的に多様な労働者、移民労働者もここに含まれる。若年者、季節労働者など）への対応方策

このような多面的な調査を通じ、多文化社会における安全衛生教育の制度的・実務的先進事例を把握し、わが国への応用可能性を検討することが本研究の中心的な目的である。

2. 研究方法

本分担研究は、現地訪問による半構造化インタビュー形式のヒアリング調査を通じて、移民労働者に対する安全衛生教育の制度・運用実態を明らかにすることを目的として実施された。具体的な研究方法は以下の通りである。

（１）調査対象の選定

オーストラリア連邦およびビクトリア州の労働安全衛生行政機関、教育機関、民間建設業者等を対象とした。訪問先は計 6 機関であった。

- ・ Safe Work Australia（連邦政府機関）
- ・ Work Safe ACT（首都特別地域の規制当局）
- ・ Work Safe Victoria（ビクトリア州の規制当局）
- ・ 水道工事会社の本社及びタンク建設工事現場
- ・ 登録教習機関（Registered Training Organisation；RTO）

（２）調査手法

各機関の担当者に対して質的インタビュー（半構造化インタビュー）を実施した。調査内容は以下の観点に基づいて構成された。

- ・ 法制度および規制の構造
- ・ 高リスク作業ライセンス制度
- ・ 移民労働者・脆弱労働者への支援体制
- ・ 教育訓練の方法（教材、言語対応、AR 活用等）
- ・ 行政による監査・罰則・支援の運用実態

調査内容の分析により、共通点・相違点・政策的特徴を抽出した。

3. 研究結果及び考察

本章では、各機関からのヒアリング内容を以下の順に章立てして整理する。

- ・ Safe Work Australia（連邦政府機関）
- ・ Work Safe ACT（首都特別地域の規制当局）
- ・ Work Safe Victoria（ビクトリア州の規制当局）
- ・ 水道工事会社の本社及びタンク建設工事現場
- ・ 登録教習機関（Registered Training Organisation；RTO）

3-1. Safe Work Australia

2025年2月10日、オーストラリア連邦政府の機関である Safe Work Australia を訪問し、同国の労働安全衛生（Work Health and Safety、以下、「WHS」という。）制度、安全衛生教育政策、ならびに外国人労働者への対応について意見交換を行った。以下に、その主要な内容、制度的特徴、および日本への示唆を整理する。

3-1-1. Safe Work Australia の役割と法制度の基本構造

Safe Work Australia は、労働者災害補償および労働安全衛生に関する国家政策機関であり、モデル労働安全衛生法令（Model WHS Laws）の策定と維持を担っている。この法律体系は、モデル法（Model WHS Act）、モデル規則（Regulations）、および実施規範（Codes of Practice）という三層構造から成り、それぞれを補完するガイド資料とともに運用されている。モデル法は、ビクトリア州を除くすべての州・準州で導入されており、各管轄地域がそれぞれ独自に実施と執行を担っている。

WHS 法の中核的な主体は「PCBUs（Persons Conducting a Business or Undertaking）」と呼ばれる事業者概念である。これは、従来の「雇用主」よりも広い意味を持ち、企業や非営利団体などのあらゆる業態の事業者を対象とする。PCBUs は、直接雇用している労働者に対してのみならず、契約業者や下請企業の労働者に対しても影響力や指揮命令権を持つ限り、安全配慮義務を負うことになる。この義務は、他者への委譲や契約による免責が認められない。また、複数の PCBUs が同一の作業または作業環境に関して義務を負うこともあり、その場合は各 PCBU 間で協議・協力・調整を図ることが求められる。

PCBUs が負う義務には、WHS 上のリスクを可能な限り排除または最小化すること、安全な作業環境や設備の提供、適切な訓練・情報・監督の実施、危険の特定とリスクの評価・管理、そして労働者との継続的な協議が含まれている。

3-1-2. リスク管理と制御措置の階層構造

WHS におけるリスク管理は、第一に危険の特定、次にリスクの評価、その後リスクの制御、そして最後に制御措置の見直しという 4 段階で構成される。制御措置には、優先順位に従った階層が存在する。最も効果的とされるのはリスクの除去（Elimination）であり、これが現実的でない場合には、代替（Substitution）、隔離（Isolation）、および工学的制御（Engineering Controls）が用いられる。それでもリスクが残る場合は、手順書や訓練などの管理的制御（Administrative Controls）および個人用保護具（PPE）による制御が必要となる。

「合理的に実行可能（Reasonably Practicable）」かどうかの判断にあたっては、リスクの発生可能性や

重大性、除去・軽減手段の実行可能性と適合性など、あらゆる要素を総合的に検討する。コストの考慮は最後に行われ、費用がリスクに対して著しく不相応である場合に限り制限要素となり得る。

3-1-3. 高リスク作業とライセンス制度

高リスク作業（High Risk Work）には、クレーン、足場、フォークリフト、ボイラー等を含む 29 種類の業務が指定されており、これらの作業を行うためにはライセンスが必要である。資格の取得には、まず認定訓練機関(RTO)での訓練を受け、その後、英語による国家統一試験(National Assessment Instrument)を受験する必要がある。ライセンスの発行および監督は各州政府の規制当局が担っており、発行後も制限や取消の権限を保持している。なお、取得された国家資格は、ビクトリア州を含む全国で有効である。

3-1-4. WHS リスク管理と外国人労働者への対応

WHS 法は、すべての労働者および職場に平等に適用されており、外国人労働者も例外ではない。オーストラリアでは、外国人労働者の多くが技能移民であり、一定の英語能力を有しているが、それでも言語面での支援は重要とされている。Safe Work Australia および各州は、10 言語以上に翻訳されたファクトシートを配布しており、一部の州では日本語資料の提供も行っている。さらに、内務省の政府翻訳サービス（Translating and Interpreting Service ; https://www.tisnational.gov.au/?utm_source=chatgpt.com）や「簡易英語」の使用も推奨されている。

高リスク作業ライセンス制度においては、職業教育訓練機関（Vocational Education and Training、VET）と規制当局の役割分担が明確である。教育訓練の実施は職業教育訓練機関が担い、ライセンスの発行と法令遵守の監督は規制当局が行っている。

3-1-5. ここまでの整理

モデル WHS 制度は、法制度のモデル化を通じて国家としての統一性と州ごとの自治の両立を実現しており、PCBU 概念に基づいた包括的な安全配慮義務、多層的なリスク管理アプローチと実施規範の整備、高リスク作業への系統的な資格制度、そして外国人労働者に対する翻訳と普及啓発の徹底など、いずれの側面においても先進的な制度設計がなされている。これらの仕組みは、日本における外国人労働者支援制度の整備や安全衛生政策の形成において示唆を与えるものである。

3-2. Work Safe ACT

2025年2月11日に、オーストラリア首都特別地域（ACT）の労働安全衛生規制当局「Work Safe ACT」を訪問し、現地の労働安全衛生（WHS）制度、監査・教育体制、脆弱な労働者（特に移民労働者）への対応、法的措置に関して意見交換を行った。本報告はその内容をまとめ、ACTにおける制度の特徴と我が国への示唆を整理するものである。

3-2-1. Work Safe ACT の役割と実施体制

(1) 組織概要

オーストラリア首都特別地域（Australian Capital Territory; ACT）における WHS 法の規制当局として機能している。機能は主に以下の3点である。

- ・ 監査・調査・訴追（法執行）
- ・ 教育・広報
- ・ 州首相への助言（法律の適正性評価）

(2) 監督業務体制

監督業務体制は、主に予防的監査と事後対応監査に分類される。予防的監査（Proactive）では、労働災害統計等に基づき高リスク業界に計画的に介入している。一方、事後対応監査（Reactive）では、災害・通報後に現場調査・是正指導を実施している。

3-2-2. 立場の弱い労働者への対応

(1) 対象と方針

Vulnerable Workers（立場の弱い労働者）に分類されるのは以下の対象者である。

・ CALD 労働者（文化的・言語的に多様な労働者、移民労働者もここに含まれる。）。CALD とは、「Culturally And Linguistically Diverse（文化および言語的に多様な）」又は「Cultural And Linguistic Diversity（文化と言語の多様性）」の略である。

- ・ 若年層・高齢者・障害者
- ・ アボリジニ・トレス海峡諸島民、LGBTIQ+の人々

Work Safe ACT では、これら労働者を高リスク者として重視し、特別対応を講じている。

(2) 主な対策

主な対策としては、専任の Vulnerable Worker Inspector（立場の弱い労働者を守るための監督官）を2名配置している。また、母国語での情報提供・訓練実施を PCBU に義務化（WHS 規則 39(2)）している。さらに、通訳翻訳サービスの無償提供（100 言語、24 時間）、翻訳済みガイドラインの整備（Safe Work Australia やニューサウスウェルズ州の Work Safe NSW と連携）している。

3-2-3. 法的措置と罰則体系

(1) 業務上過失致死（Industrial Manslaughter）

WHS 法に明記された犯罪行為であり、最大 20 年の懲役、また最大 1800 万豪ドル（約 17 億円）の罰金が課される。立証には非常に高い過失基準が必要（重大な無知の証明）である。

(2) 違反レベルと行政処分

違反は以下のとおり 3 つのカテゴリーに分類される。

- ・ カテゴリー1：即時危険（深刻）
- ・ カテゴリー2：重大リスク
- ・ カテゴリー3：軽度リスク

監督官は以下の処分を即時適用可能である。

- ・ 作業停止命令（Prohibition Notice）
- ・ 是正命令（Improvement Notice）
- ・ 現場罰金（On-the-Spot Fine）：720～6000 豪ドル（個人～法人）

特に、現場罰金（On-the-Spot Fine）は、日本の警察官が交通違反の切符を切るように、オーストラリア首都特別地域の監督官が現場で違反を見つけた場合、直ちに個人又は法人に罰金を課すことができる。

3-2-4. 教育と予防の重視

（1）PCBU と労働者への教育

Work Safe ACT では、PCBU（事業または事業計画を実施する者）に法令遵守のための教育支援を実施している。また、労働者にも WHS に関する権利と通報義務を教育している。通報が早期対応と災害防止につながるとの観点から、積極的な情報提供を促進している。

（2）翻訳と資料の整備

Work Safe ACT、Safe Work Australia、Work Safe NSW は共同で多言語資料を整備している。また、外国語話者に対して適切なトレーニング資料がない場合、作業禁止処分を実施可能としている。

3-2-5. ここまでの整理

Work Safe ACT の主な制度は以下のとおりである。

- ・ 実効性ある監査・罰則体制（On-the-Spot Fine 等）
- ・ 立場の弱い労働者に対する包括的な配慮
- ・ 教育と翻訳支援の組織的整備

上記の制度は優れており、我が国の制度設計においても、特に外国人労働者対策や予防的監査体制の構築、行政処分の即時性の確保に関して示唆を与えるものである。

3-3. Work Safe Victoria

2025年2月12日に、オーストラリア・ビクトリア州の労働安全衛生規制当局「Work Safe Victoria」を訪問し、移民労働者への対応、多言語情報提供、安全衛生教育、高リスク作業への規制等についての現地ヒアリングを実施した。本報告では、その制度的特徴と取組の実態を整理し、我が国への示唆を提示する。

3-3-1. 多文化社会に対応した広報と教育戦略

(1) 多言語社会への対応

ビクトリア州の住民の約27.6%が自宅で英語以外の言語を使用している。州全体で広報予算の15%を多文化向けメディアに投入している。

翻訳言語を選定する基準は以下のとおりである。

- ・該当業界における言語話者の人口
- ・英語力の低さ
- ・新興移民コミュニティの存在

(2) 情報発信手法

Work Safe Victoria では翻訳資料の整備を進めており、19言語に対応している。また、動画・アニメーション・SNS・ラジオ等の多チャンネルに展開している。さらに、QRコードを活用した現場での視覚的安全教育も実施している。

3-3-2. 建設業における安全教育と資格制度

(1) 資格制度

建設現場で働くためには、安全教育証明カード（通称、White Card）を取得する必要がある。White Card は建設現場就労に必須の安全教育証明カードであり、6時間の対面訓練がある。また、WHS規則に規定されている高リスク作業に従事する場合には、High Risk Work License（高リスク作業ライセンス）が必要である。High Risk Work License（高リスク作業ライセンス）には、例えば、クレーン、足場、Elevating work platforms（EWP；高所作業機）等、30種の作業に必要なライセンスである。

これらのライセンスを取得するためには、登録教習機関（RTO）での訓練と英語による試験が必要である。ライセンスは有効期限があり、5年ごとに更新（自己申告によるスキル保持確認）が求められる。

これに加えて、通称 Yellow Card という業界団体が自主的に実施するトレーニング認定もあるが、こちらは法的義務はない。

(2) 高リスク作業の管理

高リスク作業を管理するため、Safe Work Method Statement（SWMS）を作成する必要がある。Safe Work Method Statement（SWMS）は、19種の高リスク作業において作成義務が課されている。また、監督官による現場指導において、これらの書類の多言語対応、標識・マニュアルの確認が行われる。

(3) EWP（高所作業機）の労働災害防止対策

はさまれ災害の防止を目的とした二次防護装置（secondary guarding）の導入を促進している。「はさまれ」のリスクがある場合には法的要件となる。また、技術的対策を優先する法規制構造（人的行動に依存しない）を推奨している。

3-3-3. 農業現場と季節労働者への配慮

（1）労働者の背景と制度

太平洋諸島諸国からの季節労働者を対象とする PALM プログラムにより、多くの一時滞在者が農業現場に従事しており、その多くが安全衛生教育の未経験者であることから、これらの労働者は高いリスクにさらされていると認識されている。彼らの在留資格は、就労ビザ、留学ビザ、ワーキングホリデーなど多様であるため、画一的な対応ではなく、柔軟で多様性に配慮した教育支援が不可欠とされている。

（2）教育手段

こうした背景を受け、農業用機械の安全な使用に関しては、雇用者が教育義務を負っており、現場ではフィジー語による果物収穫の安全ポスターなど、多言語による図解資料が整備されている。また、海外から輸入される農業機械についても、国家基準への適合が義務付けられており、雇用者はその使用に際して適切な安全確保措置を講じる必要がある。

3-3-4. 制度設計と運用体制の特徴

制度設計面では、コンプライアンス・コード（実施規範）により、言語への配慮が法的義務として明記されているのが特徴である。これにより、資料や教材を作成する際には、事業者や労働者団体、専門家との協働が重視され、翻訳の精度や視覚的理解を高めるために、専門翻訳者やイラストの活用も推奨されている。また、現場での実用性を考慮し、印刷物は A5 サイズで携帯しやすい形態で配布されている。

3-3-5. ここまでの整理

これらの制度や施策を総合的にみると、Work Safe Victoria の取り組みは、多文化共生社会における労働安全衛生行政の先進的なモデルであると評価できる。とくに、多言語・多媒体による柔軟な情報提供、現場の実態に即した教育と翻訳支援、リスクに応じた段階的な資格制度および技術的安全管理の重視といった特徴は、日本における外国人労働者への対応策や教育制度の質的向上、さらには規制の実効性を高めるうえでも示唆に富んでいる。

3-4. 水道工事会社

2025年2月13日に、オーストラリア・ビクトリア州に拠点を持つ水道工事会社のタンク建設工事現場及び本社を訪問し、安全衛生教育、持続可能性、社会的包摂への取り組み等について聴取した。本報告書では、視察内容を基に同社の取組みを整理した。

○タンク建設工事現場にてヒアリング

3-4-1. タンク建設プロジェクトの概要

今回視察した施工現場では、10メガリットル、すなわち1万立方メートル容量のタンクを2基建設する工事が行われていた。タンクの基礎構造にはロックベースに加えてリングビームが採用されており、その上に防湿層やジオテキスタイルが敷設されている。上部構造には溶接スチールが用いられており、溶接作業は機械によるものと手作業の両方が併用されていた。作業用の足場（scaffolding）はタンクの外周部に仮設され、工事の進行に合わせて高さを調整しつつ移動させながら使用されていた。

3-4-2. 安全対策と施工管理

本工事では設計段階から安全性への配慮が重視されており、クレーンの設置位置や高所作業機（EWP）の動線計画などにおいて安全確保が前提とされていた。強風時にはクレーンの運転が自動的に停止する仕組みが導入されており、具体的には風速が秒速10メートルを超えると稼働が停止する。作業には個人用保護具（PPE）の着用が義務付けられており、作業内容や環境に応じて、ゴーグルやヘルメットなどの安全装備を確実に装着する体制が徹底されていた。

3-4-3. 現場環境と排水処理

工事現場の地盤は主に玄武岩（basalt）で構成されており、十分な強度があることから特別な地盤改良は実施されていなかった。掘削時に出た土砂や岩石は、その質に応じて選別され、舗装材などとして再利用されるなど、現場内での資源循環が意識されていた。また、タンク周辺の排水については、spoon drain（浅い排水溝）とフィルター、さらに配管を組み合わせた排水システムが構築されており、降雨時の水たまりや構造物周辺の浸水リスクに対応していた。なお、使用されている鋼材や塗料は基本的にオーストラリア国内製であるが、一部の計測機器については日本製が用いられていた点も印象的であった。

3-4-4. 水道インフラとしての機能

建設中のタンクは、都市の拡大に伴って増加する新興住宅地に安定的な水を供給することを目的としており、都市インフラの中核を担う設備である。タンクには夜間に給水が行われ、昼間の需要が高まる時間帯にはそこから放水されることで、ピーク時における水の供給安定が確保されている。水源は主に近隣の川の自然水系に依存しており、水質も非常に高く評価されている。水処理については、基本的に塩素消毒のみが行われており、シンプルな処理体制で安全な水供給を実現している。

3-4-5. ここまでの整理

今回の視察を通じて明らかになったのは、水道工事会社の施工現場において、設計、工法、安全配慮が高度に統合されたプロジェクト運営が実現されているという点である。特に、建設に伴って発生する副産物を資源として再利用する仕組み、周辺環境への景観的配慮など、持続可能性に対する包括的な姿

勢が随所に見られた。また、安全装備の徹底や強風時の作業停止といった明確な基準に基づいたリスク管理が行われており、その運用の実効性も高い。さらに、建設されているタンクは、新興住宅地の給水を担う都市インフラとして、供給の安定化や災害時の耐性確保といった観点でも重要な機能を果たしている。

これらの取り組みは、我が国におけるインフラ整備および労働安全衛生管理においても参考となるものであり、特に人口の急増が見込まれる地域において、水道インフラ構築の先進的な事例として注目に値する。

○水道工事会社の本社にてヒアリング

3-4-6. 安全衛生教育と管理制度

(1) WorkCover (<https://www.worksafe.vic.gov.au/insurance>) 制度とインセンティブ

同社では、安全成績に応じて政府機関 WorkCover へ毎月徴収率 (levy) を支払っており、通常は売上の1~1.5%であるが、成績が悪化すると最大で5%に達することもある。この制度は企業にとって強い経済的インセンティブとなっており、安全成績が悪ければ入札での失敗や事業縮小に直結する。また、重篤な事故が発生した場合には、事業責任者が最大 25 年の禁固刑に問われる可能性もあり、刑事的責任も強く求められている。

(2) 教育訓練・チケット制度

作業者は、政府に登録された教育機関で訓練を受け、チケットと呼ばれる資格証を取得する必要がある。この資格には1~2年の有効期限があり、無資格者は現場に入ることができない。中には40~50種類の安全関連チケットを保持している社員もおり、同社における教育体制の充実ぶりがうかがえる。

(3) 定期的な安全会議と事故報告

四半期ごとに全社的な安全会議が開催され、事故や災害事例の共有および再発防止策の検討が行われている。また、すべての事故やニアミスについて記録され、その情報は必ず CEO が確認する仕組みとなっており、企業のトップによる安全管理への関与が明確に制度化されている。

3-4-7. メンタルヘルスと労働者支援

(1) 独自のウェルビーイングプログラム "Be Your Best"

同社では、従業員のメンタルヘルスを支えるために独自のプログラム「Be Your Best」を実施している。このプログラムの一環として、臨床心理士による月1回のカウンセリングが提供されているほか、24時間対応の相談体制も整備されている。また、メンタルヘルス・ファーストエイドの訓練を受けた応急処置員も社内に配置されている。

(2) 安全との結びつき

高所作業や水中作業が多い同社では、メンタル不調が事故リスクと直結する可能性が高いことから、心の健康を重視する文化が企業全体に浸透しており、安全衛生活動の一環としてメンタルケアが積極的に位置付けられている。

3-4-8. 持続可能性 (サステナビリティ) への対応

(1) 環境配慮型建設手法

同社では、EV車両や太陽光パネル、再生建材 (低炭素コンクリート、再利用土砂など) を活用した環境配慮型の建設手法を採用している。特に、自社で保有するソーラーユニット (Solar Shed) を現場に展

開することで、従来型の発電機を不要とし、環境負荷の低減を実現している。

（２）炭素削減への貢献

顧客である水道局などが掲げる 2030 年のカーボンゼロ目標に合わせて、同社は設備更新を積極的に支援している。EV や再生可能エネルギーの導入にとどまらず、使用済みバッテリーのリユースや資材の再利用も徹底しており、サプライチェーン全体での炭素削減に貢献している。

3-4-9. 社会的包摂・地域貢献の実践

（１）先住民・障害者・被害者支援

社会的包摂の取り組みとして、同社は先住民企業への出資支援や機材の提供を行っているほか、家庭内暴力の被害を受けた女性の雇用支援を目的とする民間企業との連携を進めている。また、刑歴のある者の更生支援を行う民間企業との協働も実施しており、多様な背景を持つ人々の雇用機会創出に取り組んでいる。

（２）教育機関との連携

地域の小中高等学校や大学とのパートナーシップも積極的に展開しており、STEM（Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics）教育やインターンシップの機会を提供することで、将来の技術者育成にも貢献している。

3-4-10. ここまでの整理

同社の取り組みは、企業としての安全衛生の向上を通じて社会的責任を果たすとともに、持続可能な経済成長との両立を体現している。経済的および刑事的なインセンティブを通じた安全管理、メンタルヘルス支援による職場の意識改革、そして環境・社会課題を包括的に取り込んだ事業運営は、我が国の中小建設業や水道インフラ産業における政策立案や制度設計に大きな示唆を与えるものである。特に、外国人労働者や若年層への対応を含む包括的な安全衛生教育のモデル構築に向けて、同社の実践は有益な事例といえる。

3-5. 登録教習機関

2025年2月14日に、オーストラリア・ビクトリア州にある職業訓練施設を訪問し、安全衛生教育、とりわけ高リスク作業（足場等）に関する教育の実施状況を視察した。当該施設における教育内容、制度、設備、運営体制等についての調査内容を基に、その特徴と示唆を整理する。

3-5-1. 訓練内容と実施体制

（1）足場作業（Scaffolding）に関する訓練

本施設では、足場作業に関しては技能レベルに応じた訓練が実施されている。とくに初級（Basic）レベルの訓練は、高リスク作業ライセンスの取得を目的としており、5日程度で約35～38時間のカリキュラムが組まれている。中級・上級者を対象とする Intermediate および Advanced レベルの訓練については、一定の実務経験が求められる。Basic レベルの訓練では、2日程度の理論訓練に続いて、約3日間の実技訓練と評価が行われ、最終的には5メートル程度の足場構造物を組立・解体する能力が評価される。

（2）訓練対象者

この訓練は、主に3つのルートで提供されている。1つ目は企業から派遣される社員教育であり、2つ目は職業訓練課程に在籍する学生や研修生を対象としたもの、3つ目は一般市民が受講する形式である。これにより、社会の多様な層が受講できる柔軟な制度となっている。

（3）トンネル作業に関する訓練

トンネル施工に関しては、山岳トンネル工法を模擬した AR（拡張現実）によるシミュレーション訓練が行われている。この訓練では、掘削ステップの視覚的理解を促進し、地山変化への柔軟な対応力を育成するとともに、ロックボルトや吹付けコンクリートといった支保部材の使用手順を理解することが目的とされている。

3-5-2. 認定制度・監査体制

（1）教育機関・講師の認定

教育機関として訓練を提供するためには、Australian Skills Quality Authority（ASQA；オーストラリア技能品質庁）に登録された Registered Training Organisation（RTO；登録教習機関）であることが求められる。また、講師についても ASQA および WorkSafe Victoria の双方から認定を受ける必要があり、専門性と制度的信頼性が両立する体制が整っている。

（2）評価制度

訓練の評価には国家基準と州基準の双方が適用される。ASQA が定める国家基準に加え、WorkSafe Victoria による州基準にも対応することが求められており、訓練修了者は WorkSafe Victoria より高リスク作業ライセンスを取得することが可能である。

（3）監査

訓練機関は ASQA によって約5年に1回の監査を受けるほか、WorkSafe Victoria による年1回以上の監査も実施される。特に新任講師が担当する場合には重点的な監査が行われるなど、質の維持に向けた管理が徹底されている。

3-5-3. 教育手法と安全文化の形成

（1）現場重視の体験学習

教育の手法としては、パワーポイントや座学に偏重することなく、実際の作業現場に即した体験型学習が重視されている。たとえば、個人用保護具（PPE）の着用体験や異なる製品の比較、実物の工具や事故例の展示、表示義務のある看板の視認、さらに安全標識や避難マップの確認、ロックアウト・タグアウト手法（専用のキーがないと機器を起動できない方法）による設備隔離の実践など、五感を通じた理解を促進する取り組みが行われている。

（2）ハードとソフトの整備

現場で使用される機材についても厳格な基準が設けられており、たとえばオーストラリアの安全規格に適合していない刃物などの工具は持ち込みが禁止されている。さらに、個人用保護具（PPE）の装着ルールや点検タグ、安全掲示板などの設置が義務づけられており、ハード面とソフト面の両面から安全文化の定着が図られている。

（3）安全基準の閾値（例：4m規制）

作業のリスクレベルに応じた資格制度も設けられており、たとえば4メートル以上の高さで行う足場作業については、高リスク作業ライセンスの取得が義務付けられている。一方、それ未満の作業に対して、ライセンスは不要だが、一定の訓練と能力証明が求められる。ASQAによる資格はその能力証明として機能しており、最低限の安全スキルの担保として位置付けられている。

3-5-4. ここまでの整理

今回の視察を通じて、オーストラリアにおける職業訓練施設の安全教育は、法制度、訓練内容、監査体制、教育手法、設備面のいずれにおいても高い水準にあることが確認された。国家と州の双方による教育と資格制度の二重化、公的支援制度による受講機会の拡大、そして現場での実践を重視した教育方針は、我が国の制度設計においても参考となる要素である。

4. 結論

オーストラリアにおける労働安全衛生教育制度は、移民労働者に対しても自国民と同等の法的保護と義務を課す設計となっている。また、「PCBU（事業または事業計画を実施する者）」に対する母国語での情報提供・教育義務を明確に法令に規定している点や、行政機関による多言語翻訳資料の整備、視覚教材やAR技術の活用、通訳支援の実施などは、多文化社会に対応した先進的な教育アプローチである。これらに加えて、国家資格制度（White Card、High Risk Work License）を通じた筆記・実技評価、さらには監督官による現場監査や即時対応可能な罰則制度の運用も制度の実効性を高めていた。

こうした制度は、言語的・文化的障壁を抱える労働者に対しても効果的な安全教育を可能にし、労働災害の予防やリスク管理の観点からも大きな意義を持つ。とりわけ、建設業や農業といった移民労働者が集中する高リスク産業において、実技訓練と教育体制を連動させる制度設計は、安全衛生水準の底上げに貢献していると評価できる。

本研究で得られた知見は、日本における外国人労働者向けの安全衛生教育制度の改善に対して示唆を与える。今後は、母国語での教育義務化、多言語対応を含む教材整備、現場対応可能な監督体制の構築といった制度整備を進めるとともに、制度と教育の両輪による効果的な安全衛生管理の実現を目指すことが求められる。

5. 研究発表

1. 論文発表
該当なし
2. 学会発表
該当なし

6. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
該当なし
2. 実用新案登録
該当なし
3. その他
該当なし

7. 引用文献

本文中に URL を記載している。

参考資料

A. Safe Work Australia から提供のあった資料の整理

Safe Work Australia とのミーティングは、図 1 に示すような議事次第に従って実施された。

公式			
日本の厚生労働省および労働安全衛生総合研究所の代表団 2025年2月10日、午後1時から午後3時(オーストラリア夏時間) LEVEL 7, 2 PHILLIP LAW STREET, ACTON ACT 2601			
<h2 style="color: blue;">日本の厚生労働省および労働安全衛生総合研究所の代表団</h2> <p>2025年2月10日、午後1時から午後3時(オーストラリア夏時間)</p> <p>LEVEL 7, 2 PHILLIP LAW STREET, ACTON ACT 2601</p> <h3 style="color: blue;">議事次第</h3>			
アイテム	タイトル	スピーカー	時間
オープニング			
1.	開会と自己紹介	ハイリスク労働・産業政策担当ディレクター	5分
2.	開会	グループマネージャー セーフ・ワーク・オーストラリア 所長代理 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所	10分
プレゼンテーション			
3.	オーストラリアの労働安全衛生 (WHS) の枠組み	WHS フレームワーク、ディレクター、	30分


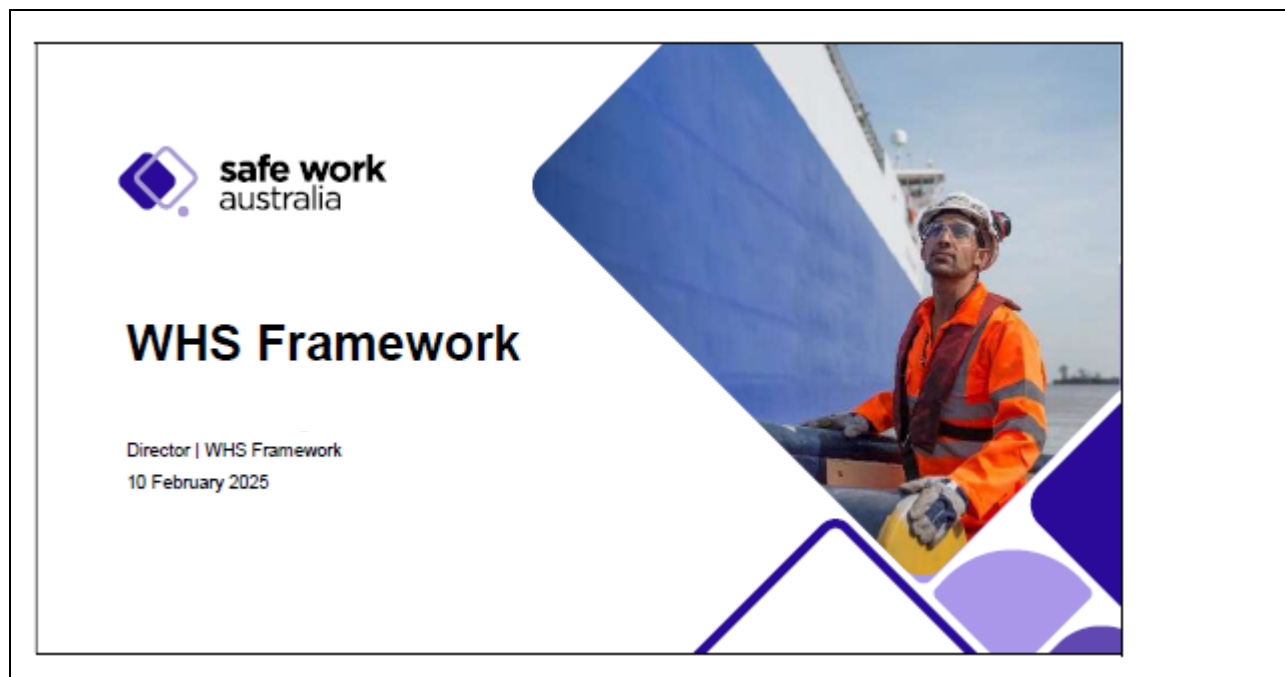
公式			
<p>日本の厚生労働省および労働安全衛生総合研究所の代表団 2025年2月10日、午後1時から午後3時(オーストラリア夏時間) LEVEL 7, 2 PHILLIP LAW STREET, ACTON ACT 2601</p> <div style="text-align: right;">  </div>			
4.	<p>オーストラリアの高リスク作業免許、高リスク作業のクラス、職業教育訓練の枠組みの紹介</p> <p>オーストラリアの移民労働者に対する労働安全衛生支援の概要</p>	<p>ハイリスク労働・産業政策担当ディレクター</p>	25分
5.	<p>日本のWHS規制の枠組みとWHSリスク管理のアプローチの紹介</p>	<p>技術審査官 建設安全対策室 厚生労働省</p>	15分
6.	<p>安衛研の調査・研究紹介</p>	<p>上席研究員 建設安全研究グループ 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所</p>	15分
7.	<p>最後の質問と閉会の辞</p>	<p>両国</p>	20分
ミーティング・クローズ			

図1 Safe Work Australia とのミーティングにおける議事次第

Safe Work Australia のプレゼンテーション「WHS Framework」の slides を図 2 に示す。各 slide について、前段に各 slide と解説文の原本（英語）、後段にその和訳を示す。



スライド

Safe Work Australia
労働安全衛生の枠組み

労働安全衛生フレームワーク部長
2025 年 2 月 10 日

(a) スライド 1



- Safe Work Australia is a tripartite body consisting of representatives from each state and territory and representatives of employer and union organisations.
- As the national WHS policy body, we developed and maintain the model WHS laws, with the aim of harmonising WHS regulation across Australia.
- The model WHS laws were developed in 2011. Being model laws, they are not enforceable.
- Instead the model laws form the basis for WHS laws enacted in all jurisdictions except Victoria.
- Each jurisdiction also has its own WHS regulator who implements and enforces their WHS laws. SWA does not enforce any WHS laws.

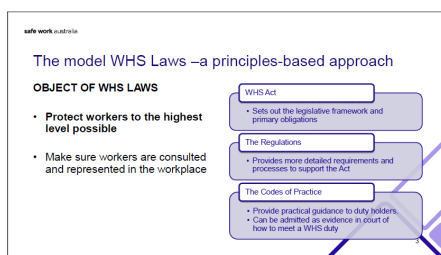
スライド

労働安全衛生法の調和

解説文

- 安全労働オーストラリアは、各州・地域、使用者、労働組合の代表からなる三者構成の機関です。
- 安全労働オーストラリアは、オーストラリアの職業安全衛生政策の全国的な政策機関として、職業安全衛生に関するモデル立法を策定・維持し、オーストラリア全土における職業安全衛生規制の統一を図ることを目的としています。
- モデル職業安全衛生（WHS）法は 2011 年に策定されました。モデル法であるため、独立した法的拘束力はありません。モデル WHS 法が施行されるためには、各管轄区域が自前の WHS 法として制定する必要があります。
- モデル WHS 法は、ビクトリア州を除くすべての管轄区域で施行されています。
- 各管轄区域には、WHS 法を施行・監督する独自の WHS 規制当局が存在し、SWA は WHS 法を施行・監督する権限はありません。

(b) スライド 2



- The WHS laws place a broad duty on businesses to make sure they maintain a safe work environment and keep workers and other people safe. This is set out in the Act.
- There is the idea that businesses and their workers are best placed to determine what is needed to create a safe workplace.
- Then for some high risk hazards, the Regulations set out the things person conducting a business or undertaking (PCBUs) need to think about or do to meet their broad duty.
- The Codes set out practical information on how to meet the requirements of the model WHS Act and Regulations.
- Overall the object of the model WHS laws is to:
 - protect workers against harm through the proactive management of health and safety risks and
 - make sure businesses talk to workers to help with risk management.

スライド

モデル WHS 法 –原則に基づくアプローチ

WHS 法の目的

- * 労働者を可能な限り最高レベルで保護する
- * 労働者が職場において相談を受け、代表されることを確実にする

WHS 法

- * 法的枠組みと主な義務を定める

WHS 規則

- * WHS 法をサポートするより詳細な要件とプロセスを規定する

実施規範

- * 義務を負う者に対して実用的な指針を提供する。
- * WHS 義務を満たす方法について、法廷で証拠として認められる可能性がある

解説文

* WHS 法は、企業に対して、安全な職場環境を維持し、労働者およびその他の人々の安全を確保するよう、幅広い義務を課しています。これは同法に規定されています。

* 安全な職場環境を構築するために必要な事項を決定する上で、企業およびその労働者が最適な立場にあるという考え方があります。

* その後、一部のリスクの高い危険性については、事業または事業計画を実施する者（PCBUs）が、幅広い義務を満たすために考慮または実行すべき事項が規定されています。

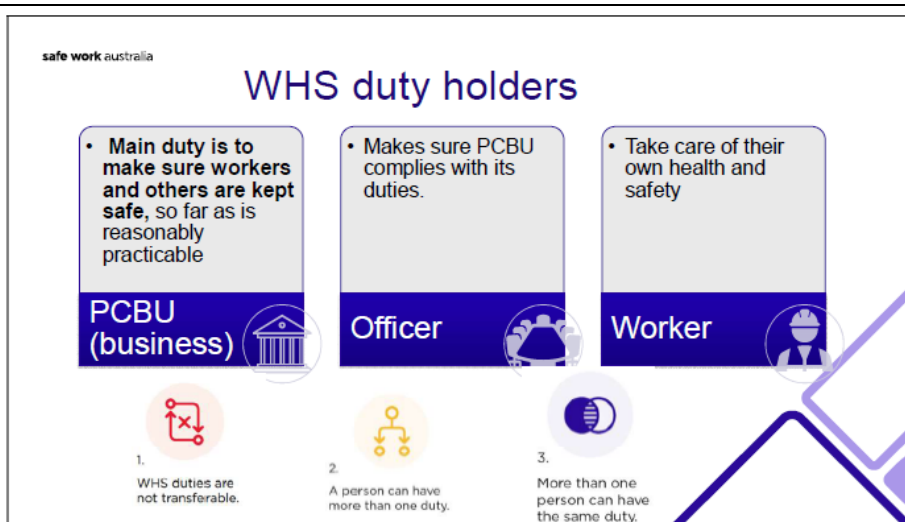
（なお、PCBU は、「a Person Conducting a Business or Undertaking」の略であり、事業または事業計画を実施する者を指す。）

* モデル WHS 法および規則の要件を満たすための実用的な情報が規定に記載されています。

* モデル WHS 法の目的は、全体として以下の通りです。

- * 健康および安全上のリスクを事前に管理することで、労働者を危険から保護すること、および
- * 企業が労働者と話し合い、リスク管理に役立てることを確実にすること。

(c) スライド 3



Everyone has a role to play in creating safe workplaces:

PCBU: Very broad concept and covers all types of big and small businesses and organisations, even those who don't make a profit. Holds the main duty and other duties will touch on.

Officer: Company directors or other very senior leaders must make sure that their business complies with its WHS duties.

Worker: people who carry out work for the business. There doesn't have to be a traditional employee/employer relationship for the duties to arise. E.g. contractors are also defined as workers.

Principles that apply to all duty holders

- Duties are not transferable.
- A person can have more than one duty - For example, a self-employed person or individual contractor, may be both a worker (who is owed work health and safety duties from a PCBU) and be a PCBU themselves (owing work health and safety duties to themselves, and others).
- More than one person can have the same duty – e.g. same workplace or same workers. Both duty holders must work together to meet their duty. Sometimes one duty holder would need to do more than the other to meet their duty.

スライド

WHS 義務保有者

PCBUs :

* 主な義務は、合理的に実行可能な範囲で労働者およびその他の人々の安全を確保すること。

役員 :

* PCBU が義務を遵守していることを確認する。

労働者 :

* 自身の健康と安全を確保する。

1. WHS 義務は譲渡できない。

2. 1 人の人物が複数の義務を負うことができる。

3. 複数の人物が同じ義務を負うことができる。

解説文

安全な職場環境の構築には、誰もが何らかの役割を担っています。

PCBU（a Person Conducting a Business or Undertaking）：

非常に幅広い概念であり、あらゆる規模の企業や組織、利益を目的としない組織も含まれます。主な義務を負い、その他の義務にも関わります。

役員：

企業の取締役やその他の上級リーダーは、自社の事業が WHS の義務を遵守していることを確認しなければなりません。

労働者：

企業のために業務を行う人。職務が発生するには、必ずしも従来の従業員と雇用主の関係である必要はない。例えば、請負業者も労働者と定義される。

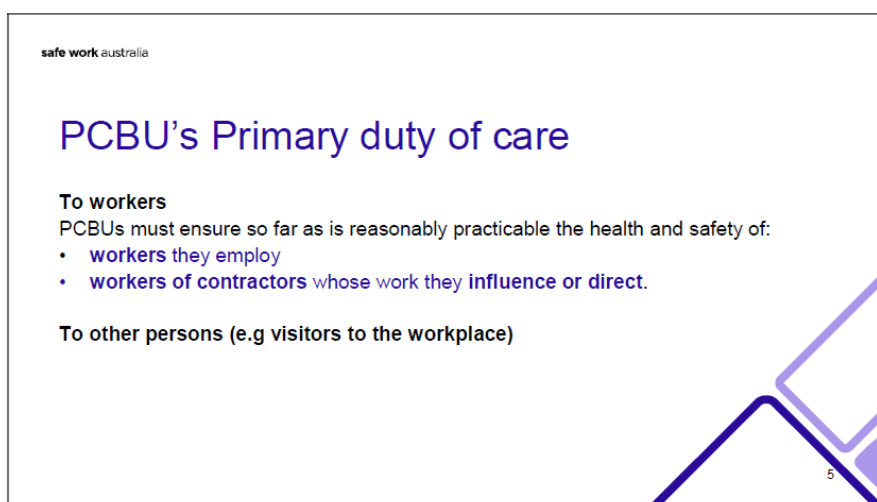
すべての義務保有者に適用される原則

* 義務は譲渡できない。

* 1人の人物が複数の義務を負う可能性がある。例えば、自営業者や個人請負業者は、労働者（PCBU から労働安全衛生義務を負う）であると同時に、PCBU（自身および他者に対して労働安全衛生義務を負う）である可能性もある。

* 同じ義務を負う者は複数いてもよい。例えば、同じ職場や同じ労働者など。両方の義務保有者は、義務を果たすために協力しなければならない。義務を果たすためには、一方の義務保有者が他方よりも多くのことをしなければならない場合もある。

(d) スライド 4



Businesses have a duty to ensure that their work does not harm workers and other persons (e.g visitors).

Under the duty:

- A PCBU will owe a duty of care to workers they directly employ or contract.
- They will also owe a duty to workers who they may not have a direct contractual relationship with but whose work they still influence or control the work.
 - If business A has some say or the way business B works, then Business A will owe a duty to the workers of business B.

スライド

PCBU の主な義務

労働者に対する義務

PCBU は、以下の人々の健康と安全を合理的に可能な範囲で確保しなければなりません。

- * 自らが雇用する労働者
- * 自らの業務が影響を及ぼす、または自らが指示する請負業者の労働者。

その他の人々（例えば、職場を訪問する人々）に対する義務

解説文

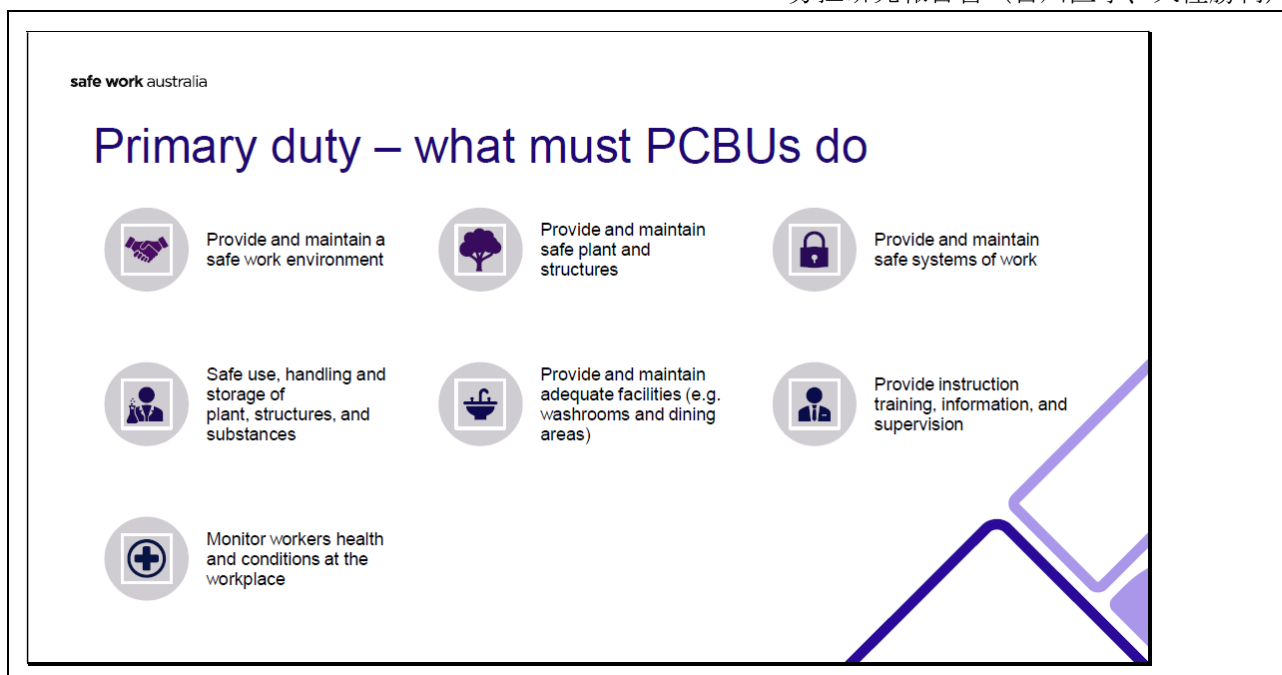
企業は、その事業活動が従業員やその他の者（例：訪問者）に危害を及ぼさないよう確保する義務があります。

その義務に基づき、

* PCBUs は、直接雇用する従業員またはその業務に影響を及ぼすか指示する請負業者の従業員に対して、安全に関する注意義務を負います。

* 企業 A が企業 B の業務に何らかの影響力や支配力を持つ場合、企業 A は企業 B の従業員に対しても義務を負います。

(e) スライド 5



スライド

主な義務 - PCBU's が実施すべきこと

- * 安全な職場環境の提供と維持
- * 安全な工場および構造物の提供と維持
- * 安全な作業システムの提供と維持
- * 工場、構造物、物質の安全な使用、取り扱い、保管
- * 適切な設備の提供と維持（例：トイレ、食堂など）
- * 指導、研修、情報、監督の提供
- * 労働者の健康状態と職場環境の監視

解説文

なし

(f) スライド 6



To meet their primary duty to ensure the health and safety of workers and other persons, PCBUs must eliminate or if not possible minimise risks so far as is reasonably practicable.

A risk management approach helps PCBUs meet their duty.

- This process involves four steps:
 - Identify hazards—find out what could cause harm using data, talking to workers, walking around the workplace.
 - Assess risks, if necessary—helps to understand how serious the harm could be and the likelihood of it happening.
 - For psychological hazards, harm can occur over time with repeated or prolonged exposure. In assessing risk, PCBUs must consider the duration (How long is the worker exposed to the hazard), frequency (How often is the worker exposed to the hazard) and severity (How serious would the consequence of exposure be)
 - Control risks – the things the business needs to do to reduce the risk of harm.
 - Regularly review hazards and control measures to ensure they are working as planned. E.g when a work process changes or an injury occurred. WHS is not set and forget.

When undertaking risk management, PCBUs must consult with workers and their representatives.

スライド

主な義務 - リスク管理

PCBUs が主な義務を果たすためには、

- 合理的に実行可能な範囲内で、健康と安全へのリスクを排除する。または、合理的に実行可能な範囲内で健康と安全へのリスクを最小限に抑えることが不可能な場合は、そのリスクを最小限に抑える。

解説文

労働者およびその他の人の健康と安全を確保するという PCBU の第一の義務を果たすために、PCBU は、合理的に実行可能な限り、リスクを排除するか、不可能な場合は最小限に抑えなければなりません。

リスク管理アプローチは、PCBU がその義務を果たすのに役立ちます。

* このプロセスには、以下の 4 つのステップが含まれます。

* 危険要因の特定—データ、労働者との話し合い、職場内での歩き回りなどにより、危害の原因となり得るものを特定します。

* 必要に応じてリスクを評価する。これにより、被害の深刻度と発生の可能性を理解するのに役立つ。

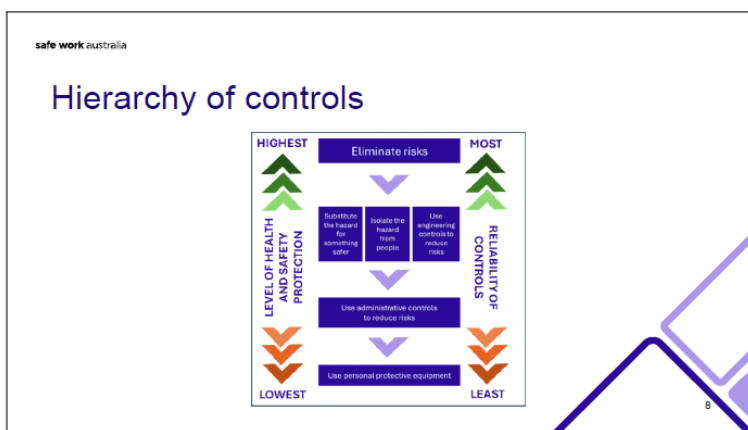
* 心理的な危険要因については、被害は繰り返すまたは長期間にわたる曝露により、時間をかけて発生する可能性がある。リスクを評価する際には、PCBU は、曝露の期間（労働者が危険要因に曝露される期間）、頻度（労働者が危険要因に曝露される頻度）、および深刻度（曝露の結果として生じる影響の深刻度）を考慮しなければならない。

* リスクの管理 - 事業者が危害のリスクを低減するために行うべきこと。

* 危険要因と管理対策を定期的に確認し、計画通りに機能していることを確認する。例えば、作業工程が変更された場合や負傷が発生した場合など。WHS は一度設定すればそれで終わりというものではありません。

リスク管理を行う際には、PCBU は労働者およびその代表者と協議しなければなりません。

(g) スライド 7



- When deciding how to control a risk, elimination is the best control. For example using a machine may eliminate the need for workers to manually lift goods
- But if not then the Hierarchy of Controls is a tool that helps businesses work out what action to take to minimise risk.
- Businesses brainstorm all the actions they could take and then using the tool rank those actions from highest level of safety and protection to lowest.
- The most effective controls are those that:
 - **substituting** hazards or risks with something safer (e.g. replacing a hazardous chemical with a non-hazardous one)
 - **isolating** hazards or risks from people, including physically separating a person from a hazard (e.g. by keeping infectious patients in a separate ward), and
 - using **engineering** controls such as a mechanical device or process

Administrative controls and PPE are the least effective controls as they rely on human behaviour or supervision to work. It is okay to use administrative controls and PPE when they are combined with other more effective controls (as a back-up).

スライド

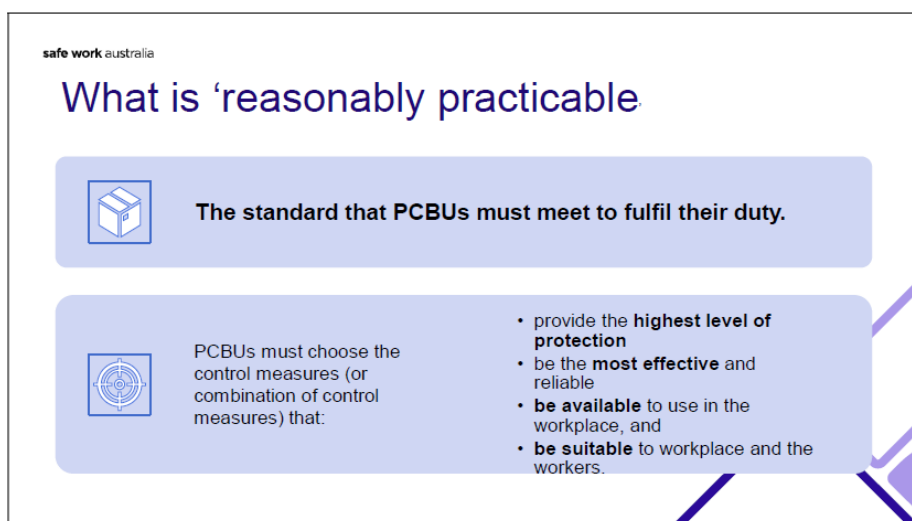
制御の階層

解説文

- * リスクをどのように管理するか決定する際、排除が最善の管理方法となります。例えば、機械を使用することで、作業員が手で商品運ぶ必要がなくなる場合があります
- * しかし、そうでない場合、リスク管理の階層は、企業がリスクを最小限に抑えるためにどのような行動を取るべきかを検討するのに役立つツールです。
- * 企業は、考えられる行動をすべてブレインストーミングし、そのツールを使用して、それらの行動を最も安全で保護レベルの高いものから低いものへと順位付けします。
- * 最も効果的な管理方法は、以下の通りです。
 - * 危険またはリスクをより安全なものに置き換える（例：危険な化学物質を無害なものに置き換える）
 - * 危険またはリスクを人から隔離する（例：感染患者を別の病棟に隔離するなど）、
 - * 機械装置やプロセスなどの工学的管理を使用する

管理上の対策および個人用保護具は、人間の行動や監督に依存しているため、最も効果が低い対策である。管理上の対策および個人用保護具は、他のより効果的な対策と組み合わせる（バックアップとして）場合は、使用しても問題ない。

(h) スライド 8



Reasonably Practicable is a standard need to meet when managing risks.
It means businesses need to do all they reasonably can to keep workers safe.

So once businesses brainstorm all the actions they can take and rank them using Hierarchy of Controls then they determine which controls they can implement that offer higher level of protection, are most effective, available and suitable to the workplace.

Businesses cannot say it is not reasonable to do something because it will cost a lot. Only when the cost is disproportionate to the risk can they say they won't take an action.

スライド

「合理的に実行可能な」とは、PCBUがその義務を果たすために満たさなければならない基準。PCBUは、以下の条件を満たす管理対策（または管理対策の組み合わせ）を選択しなければならない。

- * 最高レベルの保護を提供する
- * 最も効果的で信頼性が高い
- * 職場での使用が可能であり、
- * 職場および労働者に適している。

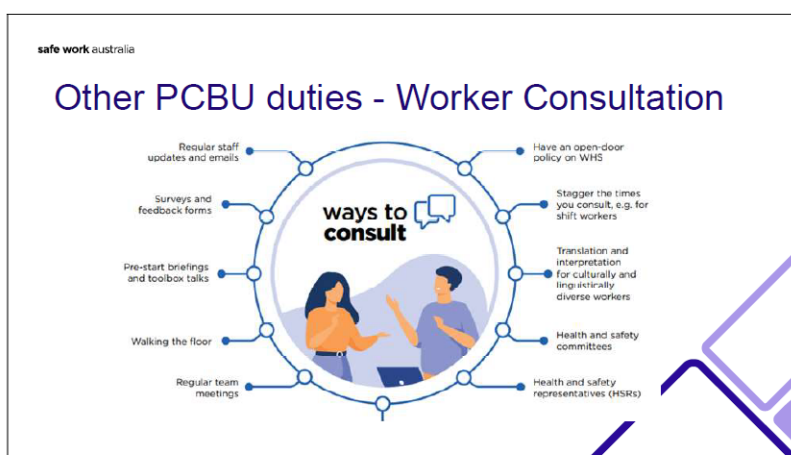
解説文

リスク管理においては、妥当な実施可能性を満たすことが標準的な必要条件となります。つまり、企業は労働者の安全を確保するために、合理的に可能な限りのことを行う必要があるということです。

したがって、企業はまず、実行可能なすべての行動をブレインストーミングし、それを「制御の階層」を用いてランク付けした上で、より高いレベルの保護を提供し、最も効果的で、利用可能であり、職場に適した統制を決定します。

企業は、コストがかかるからといって、対策を講じるのが妥当ではないとは言えない。コストがリスクに見合わない場合のみ、企業は行動を取らないと主張できる。

(i) スライド 9



- Consultation is a cornerstone of the model WHS laws.
- PCBUs must consult with workers and their representatives (Health and Safety Representatives) whenever a safety matter arises.
- The business has to take the workers views into account and keep them informed of their decision.
- How businesses talk to workers is up to them. For smaller workplaces, consultation might be as simple as regularly talking to workers about health and safety matters. See slide for practical ways consultation can occur.

スライド

その他の PCBU の職務 - 労働者との協議

- * WHS に関するオープン・ドア・ポリシーの実施
- * 協議の時間をずらす（シフト勤務者向けなど）
- * 文化や言語的に多様な労働者向けの翻訳および通訳
- * 健康および安全委員会
- * 健康および安全代表者（HSR）
- * 定例チーム会議
- * 職場巡回
- * 作業開始前のブリーフィングおよびツールボックス・トーク
- * 調査およびフィードバックフォーム
- * 定期的なスタッフのアップデートおよび E メール

解説文

- * 協議は、モデル WHS 法の要となるものです。
- * PCBUs は、安全に関する問題が発生するたびに、労働者およびその代表者（衛生安全代表）と協議しなければなりません。
- * 事業者は労働者の意見を考慮し、決定事項を労働者に知らせなければなりません。
- * 事業者が労働者にどのように伝えるかは、事業者の自由です。小規模な職場では、協議は定期的に労働者に話すという簡単なものでよいでしょう。

(j) スライド 10



- Multiple PCBUs can have the same duty at the same time. For example, where they are involved in the same work activity, share the environment in which work is taking place, or oversee the same workers through a contractual arrangement.
- When this can't the businesses must work together to meet their duties. They can't leave it all to one person.
- So businesses need to:
 - Consult (talk) with each other about the risks they need to both control
 - Cooperate (decide) on who is best placed to take action to ensure the safety of workers.
 - Coordinate (take actions they agreed to). If one business takes action, then the other needs to check that it has been done.

スライド

その他の PCBU の義務 – 他の義務保有者との協議

- * 同じ事項に関して義務を有する義務保有者
 - * 同じ作業活動に従事している（例：建設現場）
 - * 同じ職場を共有している（例：オフィスビル）
 - * 契約上の系列で同じ労働者を監督している

すべての義務保有者は、WHS の義務を満たすために、協議、協力、調整を行う必要があります。複数の人が同じ義務を負うことも可能です。


解説文

- * 複数の PCBUs が同時に同じ義務を負うこともあり得る。例えば、同じ作業活動に関与している場合、作業が行われている環境を共有している場合、または契約上の取り決めにより同じ労働者を監督している場合など。
- * これが不可能な場合、両社は協力して義務を履行しなければならない。一方の会社だけに任せることはできない。
- * そのため、両社は以下を行う必要がある。
 - * 両社が管理する必要のあるリスクについて、相互に協議（話し合い）する
 - * 労働者の安全を確保するための措置を講じるのに最適な人物について協力（決定）する。
 - * 調整（合意した措置を講じる）する。一方の企業が措置を講じた場合、もう一方の企業はそれが実施されたことを確認する必要がある。


(k) スライド 1 1

safe work australia


Other PCBU duties – ‘upstream’ duties



Structure – buildings, towers, pipelines



Plant – machinery and equipment,



Substances – gas, liquid, vapour

- PCBUs who design, manufacture, import or supplies **plants, substances or structures** used or to be used in a workplace must ensure, so far as is reasonably practicable, that their **products are without risks to health and safety** when used at a workplace— throughout their entire lifecycle.

12

Finally turning to another important PCBU duty.

Businesses who design and provide tools, equipment, buildings, substances to workplaces must make sure that these are safe.

They must talk to each other when they create and supply the tools and equipment and must provide information on how to use their product safety.

スライド

その他の PCBU の義務 – 「上流」の義務

- * 構造物（建物、塔、パイプラインなど）
- * プラント（機械および設備など）
- * 物質（ガス、液体、蒸気など）

事業者は、事業場において使用されるか、または使用されることを目的として設計、製造、輸入、または供給する設備、物質、または構造物について、その製品が事業場において使用される際に、その製品のライフサイクル全体を通じて、健康と安全に危害を及ぼすおそれがないことを、合理的に実行可能な範囲内で確保しなければならない。

解説文

最後に、PCBU のもう一つの重要な任務について。

職場用のツール、設備、建物、物質を設計・提供する企業は、それらの安全性を確保しなければなりません。

ツールや設備を開発・提供する際には、企業間で協議を行う必要があり、また、製品の安全な使用方法に関する情報を提供しなければなりません。

(1) スライド 12

safe work australia

WHS PENALTIES

- Industrial manslaughter: \$18 million (PCBU company) and up to 20 years for an individual
- Category 1 (reckless or gross negligence): \$11.5 million (PCBU company)
- Category 2 (exposes a person to risk): \$2.3 million (PCBU company)
- Category 3 (Fails to comply with duty): \$776,000 (PCBU company)

13

The Act sets out 3 categories of penalties for breaches of WHS duties, depending on the severity of the breach.
The penalties are slightly less for PCBUs who are individuals and less again for individuals (e.g workers).

The Act also sets out other penalties for other general WHS responsibilities. These range from \$771,000 to \$9,400.

スライド

WHS の罰則

- * 業務上過失致死：1800 万ドル（PCBU 企業）および個人に対して最高 20 年の禁固刑
- * カテゴリー1（無謀または重大な過失）：1150 万ドル（PCBU 企業）
- * カテゴリー2（人に危険を晒す）：230 万ドル（PCBU 企業）
- * カテゴリー3（義務を怠る）：77 万 6000 ドル（PCBU 企業）

解説文

同法では、WHS 義務違反の程度に応じて、3 種類の罰則を規定しています。

罰則は、PCBU が個人である場合は若干軽減され、個人（例：労働者）の場合はさらに軽減されます。

同法では、その他の一般的な WHS 責任に対するその他の罰則も規定しています。これらの罰則は、771,000 から 9,400 オーストラリアドル（AUD）の範囲です。

(m) スライド 13

図2 SWA のプレゼンテーション「WHS Framework (労働安全衛生の枠組み)」のスライドと解説文の原本と和訳

Safe Work Australia のプレゼンテーション「Australia's approach to managing the risks of high-risk equipment」のスライドを図3に示す。各スライドについて、前段に各スライドと解説文の原本（英語）、後段にその和訳を示す。

<p>Australia's approach to managing the risks of high-risk equipment</p>  <p>Director High Risk Work and Industries Policy Safe Work Australia</p>
<p>高リスク設備のリスク管理に対するオーストラリアのアプローチ</p> <p>ディレクター 高リスク作業および産業政策 SWA</p>

(a) スライド 1

Acknowledgement of Country

Safe Work Australia acknowledges the traditional owners and custodians of country throughout Australia and acknowledges their continuing connection to land, water and community. We pay our respects to the people, the cultures and the elders past, present and emerging.



国への感謝

SWA は、オーストラリア全土の土地の伝統的所有者および管理者を認め、彼らの土地、水、コミュニティとの継続的なつながりを認めます。私たちは、過去、現在、そして未来の人々、文化、長老たちに敬意を表します。

(b) スライド 2

Overview

- A person conducting a business or undertaking (PCBUs) have a general duty to provide 'information, training, instruction or supervision' necessary to protect all persons from health and safety risks.
- In most cases, employers must determine what this means in their workplace.
- Exceptions:
 - General construction induction training (white cards)
 - Asbestos licences
 - High risk diving
 - High risk work licences

概要

- * 事業または事業体（PCBUs）を運営する者は、健康および安全上のリスクからすべての人々を保護するために必要な「情報、訓練、指示または監督」を提供する一般的な義務を負う。
- * ほとんどの場合、雇用主は自社の職場において、この義務が何を意味するかを決定しなければならない。
- * 例外：
 - * 一般建設作業導入訓練（白カード）
 - * アスベストライセンス
 - * 高リスクダイビング
 - * 高リスク作業ライセンス

(c) スライド 3

High risk work licences







		
Basic scaffolding	Intermediate scaffolding	Advanced scaffolding
		
Advanced rigging	Tower crane	Self-erecting tower crane

高リスク作業ライセンス

- * 基本足場
- * 中級足場
- * 上級足場
- * 上級リギング
- * タワークレーン
- * 自己組立式タワークレーン

(d) スライド4

High risk work licences

		
Dogging	Basic rigging	Intermediate rigging
		
Derrick crane	Portal boom crane	Bridge and gantry crane

高リスク作業ライセンス

- * ドッキング
- * 基本的なりギング
- * 中級リギング
- * デリッククレーン
- * 門型クレーン
- * 橋型クレーンおよびガントリークレーン

(e) スライド 5

High risk work licences

		
Vehicle loading crane	Non-slewing mobile crane	Slewing mobile crane – capacity up to 20 tonnes
		
Materials hoist	Personnel and materials hoist	Boom-type elevating work platform
		
Order-picking forklift truck	Standard boiler operation	Advanced boiler operation

高リスク作業ライセンス

- * 車両積載クレーン
- * 旋回しない移動式クレーン
- * 旋回式移動クレーン - 最大容量 20 トン
- * 資材用ホイスト
- * 人員および資材用ホイスト
- * ブーム式昇降作業台
- * オーダーピッキング用フォークリフトトラック
- * 標準ボイラー操作
- * 高度なボイラー操作

(f) スライド 6

High risk work licences

			
Slewing mobile crane – capacity up to 60 tonnes	Slewing mobile crane – capacity up to 100 tonnes	Slewing mobile crane – capacity over 100 tonnes	Reciprocating steam engine
			
Concrete placing boom	Reach stacker	Forklift truck	Steam turbine

- * 旋回式移動クレーン - 最大 60 トン
- * 旋回式移動クレーン - 最大 100 トン
- * 往復式蒸気エンジン
- * コンクリート打設ブーム
- * リーチスタッカー
- * フォークリフトトラック
- * 蒸気タービン

(g) スライド7

High risk work licences

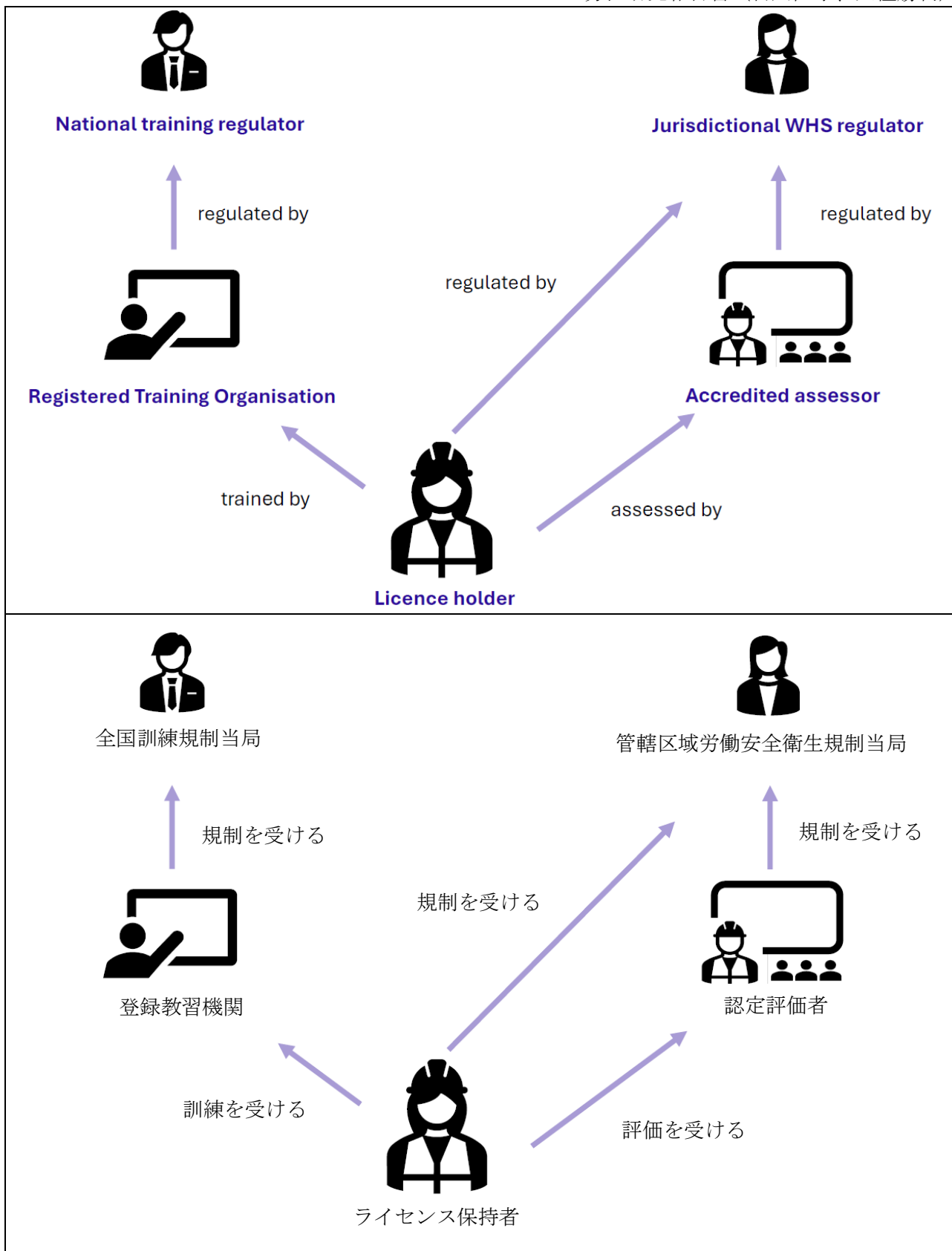


- Complete a qualification
- Complete a 'national assessment instrument' in English
- Recognised nationally
- Gives regulators powers to cancel or put conditions on a licence

高リスク業務ライセンス

- * 資格取得
- * 英語による「国家統一試験」の完了
- * 特定の州または地域で認定を受けていますが、他のすべての州および地域で承認されています。
- * 規制当局にライセンスの取り消しや条件付与の権限を与える

(h) スライド 8



(i) スライド 9

Roles of the VET and WHS systems

National Vocational Education and Training system		Work health and safety system	
Jobs and Skills Councils	- Develops and approves training courses	Safe Work Australia	- Coordinates harmonised national regulatory approach - Develops National Assessment Instruments
Australian Skills Quality Authority	- Registers and regulates training organisations		WHS regulators

VET（職業教育訓練）および WHS（労働安全衛生）システムの役割

全国職業教育訓練制度	
雇用技能審議会	訓練コースの開発および承認 (https://www.dewr.gov.au/skills-reform/jobs-and-skills-councils)
オーストラリア技能品質機構	訓練機関の登録および規制 (https://www.asqa.gov.au/)

労働衛生安全制度	
Safe Work Australia	・ 調和のとれた全国的な規制アプローチの調整 ・ 国家評価手段の開発 (https://www.safeworkaustralia.gov.au/)
労働安全衛生規制当局	認定評価者、雇用主、ライセンス保有者の規制

(j) スライド 10

Migrant workers

- WHS obligations apply to all workers and all workplaces
- PCBU's have a general duty to provide 'information, training, instruction or supervision' necessary to protect all persons from health and safety risks.
- PCBU's must make sure migrants understand their work and how to do it safely
- Safe Work Australia has developed a fact sheet with general information, including on their rights to a safe workplace
- Translated into 10 community languages
- Many jurisdictions have their own advice for migrant workers, including advertising campaigns
- Translation services are also available

移民労働者

- * WHS の義務はすべての労働者およびすべての職場に適用される
- * PCBU's は、健康および安全上のリスクからすべての人々を保護するために必要な「情報、研修、指示または監督」を提供する一般的な義務を負う。
- * PCBU's は、移民労働者が業務内容を理解し、安全に業務を行う方法を理解していることを確認しなければならない
- * Safe Work Australia は、安全な職場における権利など、一般的な情報を記載したファクトシートを作成した
- * 10 のコミュニティ言語に翻訳されている
- * 多くの管轄区域では、移民労働者向けに独自のアドバイスを提供しており、広告キャンペーンも実施されている
- * 翻訳サービスも利用可能

(k) スライド 1 1

Information on temporary work visas

Type of visa	Who is it for?	Validity period
482 Skills in demand	People with skills that are needed in Australia. Requires sponsorship by an employer.	4 years
485 Temporary graduate visa	International students.	Between 1 and 3 years
489 Skilled (regional)	People with skills that are needed in regional parts of Australia.	4 years
188 Business innovation and investment	People who want to invest or operate a business in Australia. Requires sponsorship.	4 – 8 years

一時的な就労ビザに関する情報

ビザの種類	対象	有効期間
482 需要の高いスキル	オーストラリアで必要とされるスキルを持つ人。雇用主によるスポンサーシップが必要。	4年
485 一時卒業生ビザ	留学生。	1～3年
489 熟練（地域）	オーストラリアの地方で必要とされるスキルを持つ人。	4年
188 ビジネス革新および投資	オーストラリアで投資または事業運営を行いたい人。スポンサーシップが必要。	4～8年

(1) スライド 12

図3 SWAのプレゼンテーション「Australia's approach to managing the risks of high-risk equipment（高リスク設備のリスク管理に対するオーストラリアのアプローチ）」のスライドの原本と和訳（この情報は、オーストラリア移民省のウェブサイトから引用した情報が含まれています。）

次に、SWA に対する質問と SWA からの回答を表 1 に示す。

表 1 安衛研から SWA に対する質問と SWA からの回答

オーストラリアの労働安全衛生に関する質問		
○ オーストラリアにおける移民労働者および労働災害の統計		
1. オーストラリアにおいて、オーストラリア国籍を持っていない移民労働者の総数及び総人口に対する比率を教えてください。また、その統計データが掲載されている行政機関のホームページを教えてください。		
(回答)		
統計局 (Australian Bureau of Statistics) が最新 (2021-22 年) に発表した「オーストラリアの仕事(Jobs in Australia, 2021-22 financial year Australian Bureau of Statistics)」データセットは、オーストラリアの移民労働者が就いている仕事に関する情報を提供する。本書には以下の情報が掲載されている：		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021-22 年の雇用者数は 2,270 万人、雇用者数は 1,490 万人 ・ このうち 27.5% にあたる 620 万人は移民によるものである。 ・ これらの仕事には 380 万人の移民が就労した (オーストラリアの全雇用者の 25.4% に相当)。 		
Table 1: Migrant jobs by visa group, 2021-22		
Visa group	Jobs (count)	Jobs (%)
<i>Permanent visas (total)</i>	3,812,100	61.1%
Permanent skilled	2,225,400	35.7%
Family	1,099,900	17.6%
Humanitarian	267,400	4.3%
Permanent other	219,500	3.5%
<i>Temporary visas (total)</i>	2,356,400	37.8%
Temporary skilled	90,200	1.4%
Student	489,300	7.8%
Working holiday maker	79,500	1.3%
Temporary other	111,100	1.8%
Bridging visas	631,900	10.1%
Provisional	190,200	3.1%
NZ citizen (subclass 444)	764,200	12.3%
<i>Australian citizen</i>	67,100	1.1%
Total	6,235,600	100.0%

注：

- ・年間を通じて複数の仕事を兼務（マルチジョブホルダー）または連続することができる。
- ・移民とは、2000年1月以降にオーストラリアに到着した人々を指し、この期間にオーストラリア国籍を取得した永住移民も含まれる。
- ・これらの統計の詳細については、オーストラリア統計局、オーストラリアにおける2021-22会計雇用、方法論のページを参照のこと（[Jobs in Australia methodology, 2021-22 financial year | Australian Bureau of Statistics](#)）。

2. オーストラリアの労働災害の統計データが掲載されている行政機関のホームページを教えてください。死傷災害統計も掲載されていますでしょうか？傷病の場合、休業何日以上から統計をとれていますでしょうか？また、移民労働者のみの死傷災害統計はございますでしょうか？

（回答）

全国レベルでは、業務上の負傷／疾病につながる事故に関する主な情報源は2つある。

（1）セーフワークオーストラリア（SWA）（[Welcome | Safe Work Australia](#)）

具体的には、SWAは2つの関連データセットを保持している：

補償に基づく統計のための全国データセット（NDS）は、SWAの労働関連の傷病に関する主な情報源であるこのデータセットは、各州、準州、連邦労災補償当局から入手した労災補償統計から作成されている。詳細は労災データカタログのページを参照（[Workers' compensation data | dataswa](#)）。

労災死亡者データベース（TIF）は、労災死亡者に関するSWAの主要情報源である。TIFには、豪州のすべての労災死亡事故に関する情報が含まれており、労災補償データ、豪州の各WHS当局からの死亡事故通知、全国殉職者情報システム（NCIS）の情報が照合されている。詳細は労働関連死データカタログのページを参照（[Work-related fatalities data | dataswa](#)）。

SWAはこれらのデータセットから作成した統計データをSWAデータウェブサイトに公表している（[Our Data. Your Stories. | dataswa](#)）。

- ・オーストラリアの主な労働安全衛生統計2024報告書（[Key WHS statistics | dataswa](#)）は、両データセットの最新結果の概要を示している。
- ・インタラクティブなダッシュボードは、NDS（[Workers' compensation | dataswa](#)）とTIF（[Work-related fatalities | dataswa](#)）の両方の詳細な結果を調べることができます。

（2）オーストラリア統計局（ABS）（[Australian Bureau of Statistics](#)）

SWAはABSに資金を提供し、労災調査を実施している（[Work-related injuries, 2021-22 financial year | Australian Bureau of Statistics](#)）。これにより、より広範な発生率、すなわち労災請求に至らない業務上の負傷／疾病のデータを取得することができる。

- ・最新のABS労災調査データ（2021-22年）によると、業務上の傷病を経験した人のうち、労災請求を行ったのは約3分の1に過ぎない。

移住状況は、これらのデータセットのいずれにおいても把握されている労働者の特徴ではない。管轄のWHS規制当局は、労働者災害補償請求を行う人の移住追加情報を把握している可能性がある。それぞれの管轄区域の連絡先の詳細はSWAのウェブサイト（[WHS regulators and workers' compensation](#)）

[authorities contact information | Safe Work Australia](#)）を参照のこと。

○ 移民労働者の在留資格・ビザに関する制度

3. オーストラリアにおいて、各種のビザがあると思いますが、Temporary Work Visas では、ビザを取得するためにどのような要件が課されていますか？滞在期間に制限はありますか？

（回答）

これらの情報をまとめた以下の表をご参照ください。なお、これらの情報は Department of Home Affair のウェブサイトより引用しています ([Temporary work visas](#))。

Type of visa	Who is it for?	Validity period
482 Skills in demand	People with skills that are needed in Australia. Requires sponsorship by an employer.	4 years
485 Temporary graduate visa	International students.	Between 1 and 3 years
489 Skilled (regional)	People with skills that are needed in regional parts of Australia.	4 years
188 Business innovation and investment	People who want to invest or operate a business in Australia. Requires sponsorship.	4 – 8 years

4. 在留資格に影響する行政罰について教えてください。労働法令に違反したら、次から外国人労働者を雇用できなくなる（ビザのスポンサーでいられなくなる）など。その前提として、外国人労働者の在留資格やビザは Work Safe が管理されていますでしょうか？

（回答）

ビザや移民関連の問題は、連邦政府の内務省の管轄になる。内務省は、連邦政府の主要な省庁です。コンプライアンス体制に関する情報はこちら ([Work-related contraventions](#))。

労働安全衛生規制は州・準州政府によって管理されている。WHS の枠組みには、移民の地位に関する規定はない。これらの組織間の正式な調整については知らない。

○ 労働安全衛生法に関する罰則と法的規制

5. 労働安全衛生法または労働安全衛生規則に違反した場合、罰金や罰則はどの程度でしょうか？
（回答）

モデル WHS Act の下、安全衛生義務を遵守しなかった場合の犯罪は、その重大性や責任の度合いに応じて3つのカテゴリーに分類される。

Category Offences			
<i>Tier</i>	<i>Maximum penalty – individual (PCBU individual or officer of a PCBU)</i>	<i>Maximum penalty – individual (otherwise)</i>	<i>Maximum penalty – PCBU body corporate</i>
Category 1 monetary penalty (Breach of duty was reckless or grossly negligent)	\$2,312,000 and/or 10 years imprisonment	\$1,156,000 and/or 10 years imprisonment	\$11,561,000
Category 2 monetary penalty (Breach of duty exposed a person at risk of harm or death)	\$464,000	\$232,000	\$2,318,000
Category 3 monetary penalty (Breach of duty)	\$155,000	\$78,000	\$776,000

最も重い犯罪については、業務上過失致死罪で起訴される可能性がある。これには最高 1800 万オーストラリアドル（AUD）または 20 年の禁固刑が科される。

裁判所は、罰則に加えて、犯罪者に改善措置や予防措置の実施を求めることもできる。

毎年、オーストラリアの消費者物価指数(CPI)に合わせて罰則が引き上げられる。モデル WHS 法及び規則は、一般的な WHS 義務違反に対する罰則も定めている。

○ 労働安全衛生教育に関する制度と支援

6. 移民労働者に対する安全衛生教育の規定・指針として、Work Safe Victoria のコンプライアンスコードを確認することができました。オーストラリアの各州でこのようなコンプライアンスコードがあるのでしょ

[参考 URL][Compliance code: Communicating occupational health and safety across languages | WorkSafe](#)

Victoria

（回答）

多くの州・準州が、移民労働者の労働安全衛生に関する指針を提供している。ほとんどの場合、これらは遵守規定ではなく、安全な職場に対する権利と規制当局への連絡方法に関する情報である。

関連リンクは以下の通り：

ニューサウスウェールズ州の情報 ([Culturally and linguistically diverse \(CALD\) and migrant workers plan 2019-20 | SafeWork NSW](#))

西オーストラリアの情報 ([Migrant workers - WorkSafe – DEMIRS](#))

南オーストラリアの情報 ([Overseas workers | SafeWork SA](#))

タスマニア州の情報 ([Migrant workers](#))

首都特別地域の情報 ([New and vulnerable workers - WorkSafe ACT](#))

7. Safe Work or Work Safe がこのコンプライアンスコードに求める最低基準はありますか？移民労働者の出身国の母国語での教育を規定するものはありますか？

（回答）

モデル WHS 法または規則には、移民労働者のみに適用される特定の法律はない。オーストラリアの WHS 保護は、すべての職場のすべての労働者に適用され、移民ステータスを問わない。雇用主はまた、WHS 情報が労働者に理解されるようにする義務がある。これは英語を理解できない労働のために資料を翻訳することを意味します。

8. オーストラリアでは就労ビザによって英語能力が異なると思いますが、英語の理解能力に応じた安全衛生教育のサポートはありますか？ある場合、どのようなサポートがありますか？

（回答）

英語以外の言語で提供されている WHS トレーニングコースがあることは承知しています。

Safe Work Australia および州・準州の WHS 規制当局も、指導資料を定期的に他の言語に翻訳しています。

しかし、高リスク作業免許の評価は英語で完了しなければなりません。

9. 移民労働者向けの安全衛生に関する教材はありますか？教材は英語だけでなく、出身国の母国語の教材もごございますでしょうか？もしあれば、その URL を押して下さい。

（回答）

前述の通り、一部の訓練プロバイダーが英語以外の言語で WHS コースを提供していることは承知しています。例えば、中国語やアラビア語で受講できる一般的な建設業入門コースがあることは承知しています。

○ 労働安全衛生に関する相談窓口

10. 移民労働者が職場での安全衛生について政府に相談できる窓口はありますか？母国語で問い合

わせることは可能ですか？

（回答）

移民労働者は、州および準州の労働安全衛生規制当局から、直接連絡を取るよう勧められることがよくあります。連邦および州・準州レベルでは、問い合わせを自国語で行うための翻訳サービスが利用可能です。

例えば、翻訳・通訳サービス（TIS National）（[Translating and Interpreting Service \(TIS National\)](#)）は、英語能力が限られている人々や、英語を話さない顧客とコミュニケーションを取る必要のある機関や企業を対象に、内務省が提供する通訳サービスです。

B. Work Safe ACT から提供のあった資料の整理

Work Safe ACT とのミーティングは、図4に示すような議事次第に従って実施された。

議事次第		
タイトル：MHLW&JNIOOSH 訪問		
日付：2025年2月11日		
時間：午前10時～午後12時		
場所：Nara センターレベル2 ルーム6 (3 Constitution Avenue, Canberra, ACT 2603)		
時間	議題 紙	プレゼンター
午前 10:00	歓迎と謝辞	
午前 10 時 5 分	厚生労働省プレゼンテーション <ul style="list-style-type: none"> 建設業における労働災害防止対策 	厚生労働省
午前 10 時 20 分	JNIOOSH プレゼンテーション <ul style="list-style-type: none"> 安衛研の調査・研究紹介 	JNIOOSH
午前 10 時 35 分	ワークセーフ ACT のプレゼンテーション <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生トレーニングに関する質問への回答 その他の Q&A 	WHS コミッショナー
午前 10 時 55 分	移民労働者に対する安全衛生のアプローチに関する情報交換	ワークセーフ ACT 厚生労働省・安衛研
午前 11 時 35 分	モーニングティーと懇談会	
12:00 PM	ミーティング・クローズ	

図4 Work Safe ACT とのミーティングにおける議事次第

Work Safe ACT のプレゼンテーション「WHS Framework」のスライドを図5に示す。各スライドについて、前段に各スライドと解説文の原本（英語）、後段にその和訳を示す。



スライド

Work Safe ACT

移民労働者および脆弱な労働者に対する健康と安全へのアプローチ

労働安全衛生委員長

解説

おはようございます。今日は皆さんと一緒にできて光栄です。オーストラリア首都特別地域の労働安全衛生委員と労働者派遣許可委員を務めています。

私は、ンゲンナワル族を、私たちが集っている土地の伝統的な管理者として認識し、ACT州およびこの地域の土地にゆかりのある人々やその家族にも敬意を表したいと思います。彼らの継続的な文化と、この都市とこの地域の生活への貢献を認識し、敬意を表したいと思います。また、本日出席のアボリジニおよびトレス海峡諸島民の方々を歓迎いたします。

移民労働者や弱い立場の労働者を含め、すべての労働者が安全な方法で働くための知識を得られるようにする私たちの活動をここで分かち合えることをとてもうれしく思います。

(a) スライド 1



ROLE OF THE REGULATOR

- + **Promote an understanding** and acceptance of, and compliance with this Act or another territory law relating to work health and safety.
- + **Undertake research** and **develop educational programs** for the purpose of promoting work health and safety.
- + **Advise the Minister** on any matter relevant to the operation of a territory law under which the commissioner performs a function.



WORKSAFEACT

スライド

規制当局の役割

- + この法律または労働衛生および安全に関する他の準州法の理解、受容、および順守を促進する。
- + 労働衛生および安全の促進を目的とした調査および教育プログラムの開発を行う。
- + 委員が職務を遂行する準州法の運用に関連する事項について、大臣に助言する。

解説

まず最初に、オーストラリア首都特別地域における規制当局の役割について説明したいと思います。規制当局として、教育プログラムやキャンペーンを通じて、2011年労働安全衛生法や関連法の遵守を監視・執行する責任を負っています。私は、長官が職務を遂行する準州法の運用に関連するあらゆる問題について、大臣に助言する責任を担っています。

(b) スライド2



MODEL WORK HEALTH & SAFETY LAWS

- + The model WHS laws provide a framework for a principals-based approach to manage risks to health and safety that can be applied to any workplace hazard current or future across the whole country.
- + Each jurisdiction is able to implement these laws by passing legislation in their own Parliaments, incorporating minor variations as required.



WORKSAFEACT

スライド

労働安全衛生法のモデル

- + モデル労働安全衛生法は、全国のあらゆる職場における現在および将来の危険要因に適用できる、健康と安全に対するリスクを管理するためのプリンシプルベースのアプローチの枠組みを提供します。
- + 各管轄区域は、必要に応じて若干の変更を加えながら、独自の議会で立法化することで、これらの法律を実施することができます。

解説

オーストラリアでは、連邦および州・準州の規制当局が、それぞれの管轄区域における WHS 法を監督・執行している。モデル WHS 法は、安全衛生に対するリスクを管理するための原則に基づくアプローチの枠組みを提供するもので、全国各地で現在または将来のあらゆる職場の危険に適用することができる。各管轄域は、必要に応じて若干の変更を加えながら、それぞれの議会で法案を可決し、これらの法律を実施することができる。

(c) スライド 3

UNDERSTANDING RIGHTS AND OBLIGATIONS



- + Education and training is key to providing a safe work environment and ensuring that workers have the knowledge to work in a safe manner.
- + Employers must comply with the requirements and obligations set out in the Work Health and Safety Regulations 2011



WORKSAFEACT

スライド

権利と義務の理解

- + 安全な職場環境を提供し、労働者が安全な方法で作業を行うための知識を確実に習得させるには、教育と訓練が鍵となります。
- + 雇用主は、2011年労働安全衛生規則に定められた要件と義務を遵守しなければなりません。

解説

教育と訓練は、安全な職場環境を提供し、労働者が安全な方法で働くための知識を確実に身につけるための鍵である。ACTの雇用主は、2011年労働安全衛生規則で定められた要件と義務を遵守しなければなりません。

(d) スライド4

TRAINING & INDUCTION

- + It is a requirement under the WHS Regulation that all workers are adequately trained.
- + Other government agencies also play a role in the wellbeing of migrant workers, such as the **Fair Work Commission** and **Fair Work Ombudsman**, which operate under the *Fair Work Act 2009*.
- + Their responsibilities include:
 - o Minimum terms and conditions of employment
 - o Industrial action and collective bargaining
 - o Unfair or unlawful termination of employment



WORKSAFEACT



Regulation 39(2):

The person must ensure that information, training and instruction provided to a worker is suitable and adequate having regard to:

- (a) the nature of the work carried out by the worker; and
- (b) the nature of the risks associated with the work at the time the information, training or instruction is provided; and
- (c) the control measures implemented.

スライド

トレーニングおよび導入

- + すべての労働者が適切にトレーニングを受けることは、WHS 規則で義務付けられています。
- + その他の政府機関も、移民労働者の福祉に役割を果たしています。例えば、公正労働委員会（Fair Work Commission）や公正労働オンブズマン（Fair Work Ombudsman）は、公正労働法 2009（Fair Work Act 2009）に基づき運営されています。
- + これらの機関の責任には以下が含まれます。
 - o 雇用における最低条件
 - o 労働争議および団体交渉
 - o 不当または違法な雇用終了

規則 39(2):

当該者は、労働者に提供される情報、訓練、指示が適切かつ十分であることを確保しなければならない。その際、次の事項を考慮すること。

- (a) 労働者が遂行する業務の性質。
- (b) 情報、訓練、指示が提供される時点における業務に関連するリスクの性質。
- (c) 実施される管理対策。

解説

すべての労働者が十分な訓練を受けることは、WHS 規則の要件である。規則 39(2)では、個人（PCBU）は、労働者に提供される情報、訓練、指導が適切かつ適正であることを保証（確実に）しなければならないとしている。これは、移民労働者のニーズに合わせて訓練を調整する必要があることを意味する。他の政府機関も移民労働者の福祉に一役買っている。例えば、公正労働法 2009 に基づき運営されている公正労働委員会や公正労働オンブズマンなど。その責務には、最低雇用条件、労働争議および団体交渉、不当または違法な解雇が含まれる。

(e) スライド 5

'HOW TO MANAGE WORK HEALTH AND SAFETY RISKS' CODE OF PRACTICE



Regulation 39(3):

*The person must ensure, so far as is reasonably practicable, that the information, training and instruction provided under this section is provided in a way that is **readily understandable by any person to whom it is provided.***

- + The Code of Practice sets out standards for training, instruction, and information.
- + Regulation 39 reiterates that all information must be provided in a way that can be understood by **all workers.**
- + This requirement is supported by guidance material published by WorkSafe ACT to assist employers in meeting this duty.



WORKSAFEACT

スライド

「業務上の健康および安全リスクの管理方法」 行動規範

規則 39(3):

当該者は、合理的に実行可能な範囲で、本項で規定される情報、研修、指示が、提供される人物が容易に理解できる方法で提供されることを保証しなければならない。

- + 行動規範は、研修、指示、情報の基準を規定している。
- + 規則 39 は、すべての情報をすべての労働者が理解できる方法で提供しなければならないことを改めて規定している。
- + この要件は、雇用主がこの義務を履行するのを支援するために WorkSafe ACT が発行したガイダンス資料によって裏付けられている。

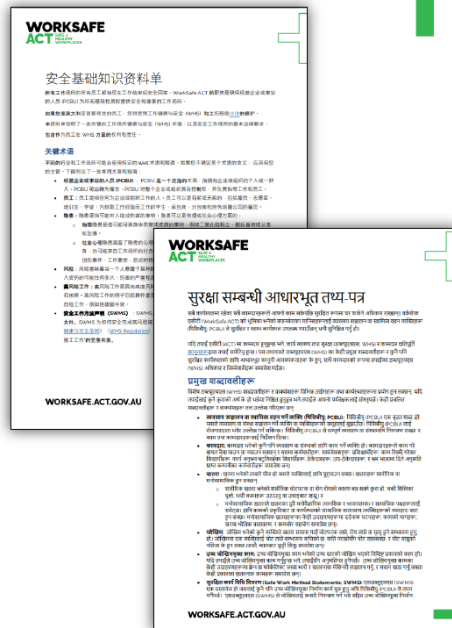
解説

具体的なコンプライアンス規範はないが、「労働衛生安全リスク管理実施規範」には、訓練、指導、情報に関する基準を定めた項目がある。このセクションは、訓練、指導、情報はすべての労働者が理解できる方法で提供されなければならないという第 39 規則の要件を再確認するものである。この要件は、雇用主がこの義務を果たすのを支援するため、WorkSafe ACT が発行したガイダンス（アドバイス・助言）資料によってサポートされている。私たちは、文化的・言語的に多様な労働者を支援するための情報提供に特化したウェブページと、翻訳されたガイダンス資料を用意しています。

(f) スライド 6

TRANSLATIONS

- + WorkSafe ACT has translated several WHS documents: [Translated guidance materials](#)
- + Safe Work Australia provides a range of pages and documents translated into languages other than English, which can be used by workers in the ACT: [Safe Work Australia Language Hub](#).
- + [TIS National](#): Free translating and interpreting service for workers.



スライド

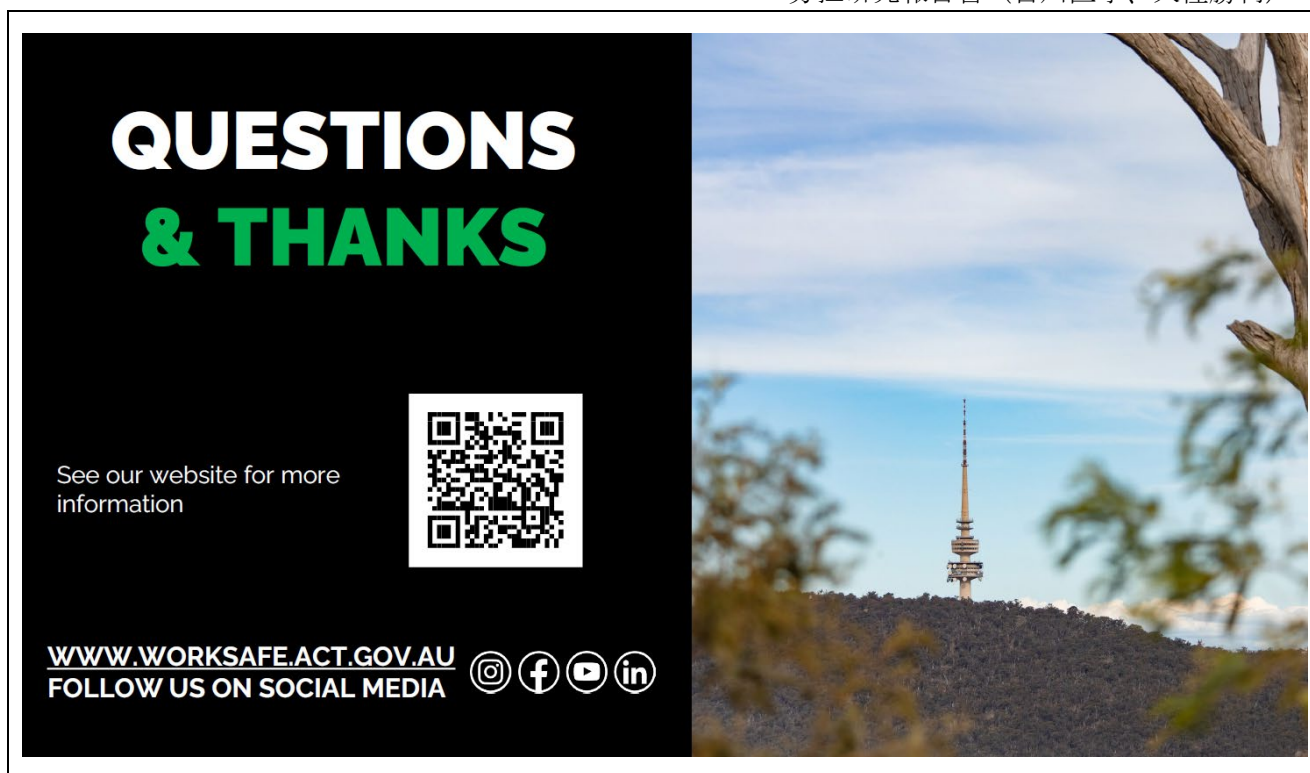
翻訳

- + WorkSafe ACT は、WHS 文書をいくつか翻訳しています。翻訳されたガイダンス資料 ([Translated Guidance Materials - WorkSafe ACT](#))
- + オーストラリア安全労働局 (Safe Work Australia) は、ACT の労働者が利用できる英語以外の言語に翻訳されたページや文書を幅広く提供しています。オーストラリア安全労働局 (Safe Work Australia) 言語ハブ。 ([Language hub | Safe Work Australia](#))
- + TIS ナショナル ([Translating and Interpreting Service \(TIS National\)](#)) : 労働者向けの無料翻訳・通訳サービス。

解説

特に移民労働者や文化的・言語的に多様な労働者にとって、WHS の基本を理解することは難しいかもしれない。これに対処するため、WorkSafe ACT は文化的・言語的に多様な雇用団体数社と協力し、これらの労働者が答えを必要としている具体的な WHS の懸念を特定し、簡単なファクトシートに翻訳した。現在、これらのファクトシートは 5 カ国語で提供されている。Safe Work Australia が、ACT の労働者が利用できる英語以外の言語に翻訳されたページや文書も提供している。さらに、雇用者と英語を話さない労働者のために、無料の翻訳・通訳サービスもある。このサービスは 1 日 24 時間、週 7 日稼働しており、100 以上の言語でサポートを提供しています。

(g) スライド 7



スライド

質問と感謝

より詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.worksafe.act.gov.au/>

(h) スライド 8

図5 Work Safe ACT のプレゼンテーション「HEALTH AND SAFETY APPROACH TO MIGRANT AND VULNERABLE WORKERS」のスライドと解説文の原本と和訳

C. Work Safe Victoria から提供のあった資料の整理

Work Safe Victoria とのミーティングは、図6に示すような議事次第に従って実施された。

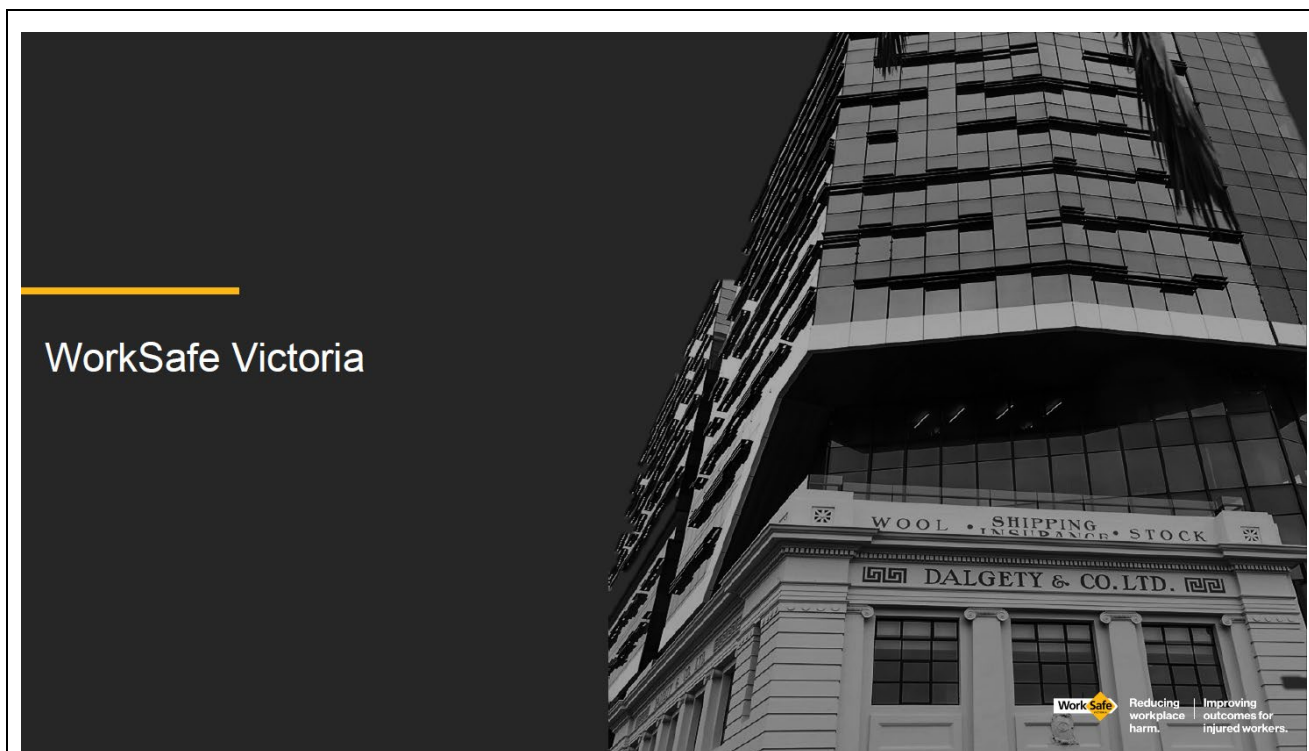
<p>独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生研究所、ワークセーフ・ビクトリア</p> <p>日付：2025年2月12日</p> <p>時間：11:15～13:15</p> <p>場所：メルボルン、コリンズ・ストリート567番地、レベル9</p> <p>出席者</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省建設安全対策室技術審査官 労働安全衛生総合研究所 所長代理 労働安全衛生総合研究所 建設安全研究グループ 上席研究員 通訳者 健康安全事業部 代理部長 建設・地盤資源部長 健康安全 健康安全主任技術者 農業プログラムマネージャー 外部関係事業部 ビジネスコミュニケーションマネージャー 外部関係部 情報・指導シニアアドバイザー 健康安全執行役員 <p>目的：労働安全衛生研究所とワークセーフ・ビクトリアとの情報交換</p>		
No.	項目	誰が
1	国の承認	
2	ワークセーフの紹介	
3	厚生労働省・労働安全衛生総合研究所の紹介	
4	言語、ソーシャルメディア、マーケティング・キャンペーンを超えたコミュニケーション方法	
5	ガイドンスの作成過程を含め、多言語でコミュニケーションを行った例	
6	<p>建設</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場で働くために必要なカード EWPなどの文書例 コンプライアンス活動 - 他言語の標識とSWMS。 	
7	農業学習ネットワークに関する情報	

8	JNOSH からのプレゼンテーション		
9	質問と回答	すべて	
	閉会		

(b) 日本語訳

図6 Work Safe Victoria とのミーティングにおける議事次第

Work Safe Victoria のプレゼンテーション「Work Safe Victoria」のスライドを図7に示す。各スライドについて、前段に各スライドと解説文の原本（英語）、後段にその和訳を示す。



スライド

Work Safe Victoria

(a) スライド 1

Marketing and campaign advertising

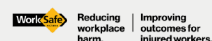
Overview

- 27.6% of Victorians speak a language other than English at home.*
- 15% of all paid advertising must be spent in multicultural channels.
- Languages are selected into based on population size and English proficiency
- Campaign messages are adapted to reflect the needs of the communities we are communicating to.
- Ensure in-language advertising leads to in-language website page and all relevant information is translated.
- In addition, we have a multicultural campaign that aims to raise awareness of workplace safety and WorkSafe in the multicultural community – translated into 19 languages.

*2021 Census

Top 10 languages spoken by people with low English proficiency*

# Language	% with low English
Mandarin	25.6%
Vietnamese	30.1%
Cantonese	22.6%
Greek	16.8%
Arabic	14.7%
Italian	13.3%
Punjabi	8.7%
Turkish	19.4%
Khmer	33.5%
Hazaragi	29%



スライド

マーケティングおよびキャンペーン広告

概要

- * ビクトリア州民の 27.6%が家庭で英語以外の言語を使用している。
- * すべての有料広告の 15%は多文化チャンネルで使用しなければならない。
- * 言語は人口規模と英語能力に基づいて選択される。
- * キャンペーンメッセージは、コミュニケーションの対象となるコミュニティのニーズを反映するように適応される。
- * 現地語の広告は現地語のウェブサイトページにつながり、すべての関連情報が翻訳されていることを確認する。
- * さらに、多文化コミュニティにおける職場での安全とワークセーフの認識を高めることを目的とした多文化キャンペーンも実施しています。19言語に翻訳されています。

英語が不自由な人々が話す言語トップ 10*

言語	英語が不自由な人々
マンダリン	25.6%
ベトナム語	30.1%
広東語	22.6%
ギリシャ語	16.8%
アラビア語	14.7%
イタリア語	13.3%
パンジャブ語	8.7%
トルコ語	19.4%
クメール語	33.5%
ハザラ語	29%

(g) スライド 7

Campaign example

Engineered stone ban

Newspapers



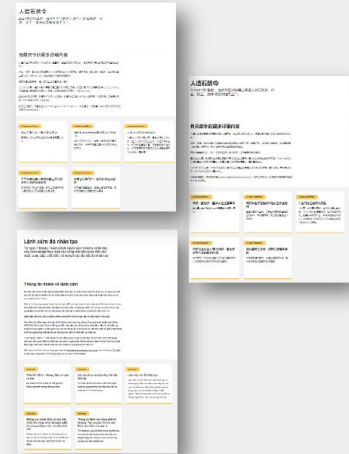
Social media



Email



In-language website



スライド

キャンペーン例（人工石禁止）

新聞

ソーシャルメディア

Eメール

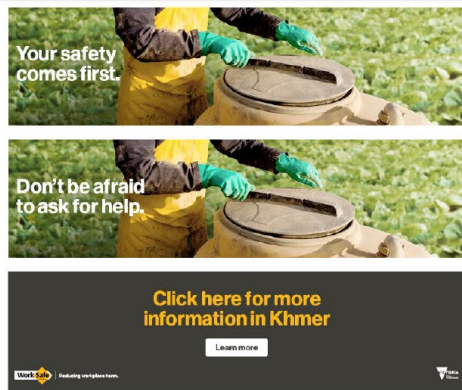
現地語ウェブサイト

(h) スライド 8

Campaign example

Agriculture campaign

Digital advertising



WorkSafe Reducing workplace harm. Improving outcomes for injured workers.

スライド

キャンペーン例（農業キャンペーン）

デジタル広告

(i) スライド 9

Campaign example

Multicultural campaign

This campaign is translated into 19 languages



<https://www.youtube.com/watch?v=2ipeuo-gzjE&list=PL8jTfq7I4pElGPBR5v5EUcoDmXxevSGtd>



WorkSafe Reducing workplace harm. Improving outcomes for injured workers.

スライド

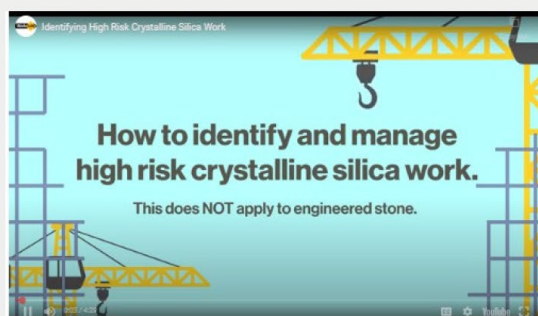
多文化キャンペーン

このキャンペーンは 19 言語に翻訳されています。

<https://www.youtube.com/watch?v=2ipeuo-gzjE&list=PL8jTfq7I4pElGPBR5v5EUcoDmXxevSGtd>

(j) スライド 10

Communicating through animation



<https://youtu.be/qmu-KCI5GUk>



https://youtu.be/pKCE_14UXz8

 Reducing workplace harm. | Improving outcomes for injured workers.

スライド

アニメーションを使ったコミュニケーション

<https://www.youtube.com/watch?v=qmu-KCI5GUk>

https://www.youtube.com/watch?v=pKCE_14UXz8

(k) スライド 1 1

Guidance for employers and employees

Compliance code: Communicating occupational health and safety across languages

- Employers in Victoria have a legal duty to provide health and safety information in appropriate languages.
- The compliance code explains how to do this.
- It includes information about:
 - building a language profile
 - different ways to communicate
 - how to help employees to understand.



スライド

雇用主と従業員のためのガイダンス

コンプライアンス・コード:言語の違いを超えて労働安全衛生を伝える。(Compliance code: Communicating occupational health and safety across languages | WorkSafe Victoria)

- * ビクトリア州の雇用主には、適切な言語で安全衛生情報を提供する法的義務があります。
- * コンプライアンス・コードでは、その方法について説明しています。
- * 以下に関する情報が含まれています。
 - * 言語プロファイルの作成
 - * さまざまなコミュニケーション方法
 - * 従業員が理解できるように支援する方法。

(1) スライド 1 2

Guidance for employers and employees

Translated guidance

- Some guidance is translated into other languages.
- We choose the languages that are spoken in that industry.
- Professional translators are used.
- [Working with engineered stone](#) guidance is available in:
 - Chinese (simplified)
 - Chinese (traditional)
 - Italian
 - Vietnamese
- [Seasonal workers guidance](#) is available in:
 - Bislama
 - Fijian
 - Samoan
 - Tongan



スライド

雇用主と従業員向けガイダンス

翻訳されたガイダンス

- *一部のガイダンスは他の言語に翻訳されています。
- *その業界で話されている言語を選択しています。
- *プロの翻訳者が翻訳しています。
- *エンジニアードストーンに関するガイダンスは、以下の言語でご利用いただけます。（[Working with engineered stone | WorkSafe Victoria](#)）

- +中国語（簡体字）
- +中国語（繁体字）
- +イタリア語
- +ベトナム語

- *季節労働者に関するガイダンスは、以下の言語でご利用いただけます。（[Seasonal workers | WorkSafe Victoria](#)）

- +ビスラマ語
- +フィジー語
- +サモア語
- +トンガ語

(m) スライド 13

Training & Licences required for Construction in Victoria

- Construction Induction Training (White card)
- High risk work licences

High risk work licence classes


There are 30 classes of high risk work licences to use the following types of plant and equipment.
You don't need a high risk work licence to operate earthmoving equipment (eg excavator) or a scissor lift.


No.	Licence	Code
1	Basic scaffolding licence	SB
2	Intermediate scaffolding licence	SI
3	Advanced scaffolding licence	SA
4	Digging licence	DG
5	Basic rigging licence	RB
6	Intermediate rigging licence	RI

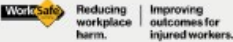
Construction induction training (white card)

Attend a construction induction training course with an approved Registered Training Organisation (RTO).

Find a registered training provider →







スライド

ビクトリア州での建設に必要なトレーニングおよびライセンス

- * 建設入門トレーニング（ホワイトカード）
- * 高リスク作業ライセンス

高リスク作業免許のクラス

高リスク作業免許には 30 のクラスがあり、以下の種類のプラントや設備を使用することができます。土木機械（例：掘削機）や高所作業車の操作には、高リスク作業免許は必要ありません。

番号	免許	コード
1	基本足場免許	SB
2	中級足場免許	SI
3	上級足場免許	SA
4	ドギング免許	DG
5	基本玉掛免許	RB
6	中級玉掛免許	RI

建設業入門研修（白カード）

認定された登録訓練機関（RTO）が実施する建設業入門研修コースを受講する。

(n) スライド 1 4

Safe Work Method Statement (SWMS)

High-risk construction work involves activities

1. where there is a risk of a person falling more than 2m
2. on or next to roadways or railways used by road or rail traffic
3. in, over or next to water or liquids where there is a risk of drowning
4. at workplaces where there is any movement of powered mobile plant
5. where there are structural alterations that require temporary support to prevent collapse
6. in an area where there are artificial extremes of temperature
7. on or near energised electrical installations or services
8. involving a trench or shaft more than 1.5m deep
9. on or near pressurised gas distribution mains or piping
10. involving demolition
11. involving a confined space
12. on or near chemical fuel or refrigerant lines
13. involving tilt-up or precast concrete
14. on telecommunications towers
15. involving diving
16. involving removal or disturbance of asbestos
17. in an area that may have a contaminated or flammable atmosphere
18. involving the use of explosives
19. involving a tunnel

What are the tasks involved?	What are the hazards and risks?	What are the risk control measures?		
List the HRCW work tasks	List the hazards and risks of the task	List the risk control measures	List how the control measures will be implemented	List who is responsible for the control measures being implemented
EXAMPLE: • Roofing	EXAMPLE: • Slipping or falling from the roof	EXAMPLE: • Secure mesh catch platforms and/or guard rail system • Fall restraint system such as harness and appropriate anchor point	EXAMPLE: • Scaffold or ground nail supported • Erected by supplier or competent person • Fall restraint systems installed and used by appropriately trained persons	EXAMPLE: • Principal contractor/supervisor • Role holding supervisor


Reducing workplace harm. | **Improving outcomes for injured workers.**

スライド

高リスクの建設作業には、以下のような活動が含まれます。

1. 人が道路や鉄道の交通路で、またはその上、隣で、2m 以上落下する危険性のある活動
2. 水または液体の近く、上、隣で、溺れる危険性のある活動
3. 動力式可動プラントが稼働している作業現場での活動
4. 崩壊を防ぐために一時的な支持を必要とする構造変更がある場所での活動
5. 人工的に極端な温度が存在する場所での活動
6. 通電中の電気設備または設備の近くで
7. 深さ 1.5m 以上のトレンチまたはシャフトが関わる
8. 加圧ガス配管または配管の近くで
9. 解体工事を伴う
10. 閉鎖空間での作業を伴う
11. 化学物質、燃料、冷媒の配管の近くで
12. 傾斜式またはプレキャストコンクリートを伴う
13. 通信塔での作業を伴う
14. 潜水を伴う
15. アスベストの除去または破損を伴う
16. 汚染または可燃性の雰囲気がある可能性がある場所での作業を伴う
17. 爆発物の使用を伴う
18. トンネルでの作業を伴う

どのような作業が伴うか？

HRCW の作業内容を列挙する

例：

- 屋根の瓦葺き

どのような危険やリスクがあるか？

作業に伴う危険やリスクを列挙する

例：

- 屋根からの滑落や転落

どのようなリスク管理対策があるか？

リスク管理対策を列挙する

例：

- キャッチ・プラットフォームやガードレール・システムを備えた足場
- ハーネスや適切なアンカーポイントなどの落下防止システム

管理対策の実施方法を列挙する

例：

- サプライヤーまたは有資格者による足場またはガードレールの供給および設置
- 適切な訓練を受けた者による落下防止システムの設置および使用

実施される管理対策の責任者を列挙する

例：

- 主任請負業者/建設業者
- 屋根職人/屋根施工管理者

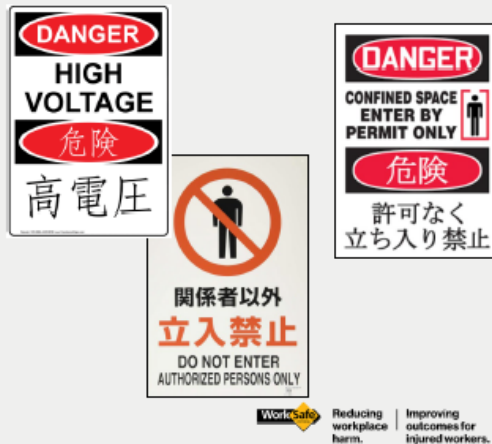
(o) スライド 15

Compliance Activity in Construction

Safe Work Method Statement (SWMS)

作業タスク	危険	リスク	制御措置
基礎工事	掘削作業による土壌崩壊	高圧電線との接近による感電	掘削作業は、土質調査に基づき、適切な掘削方法を採用する。高圧電線との接近は、安全距離を確保し、必要に応じて遮断を行う。
鉄骨組立	高所作業による墜落	吊り上げ作業による物体落下	高所作業は、適切な足場や安全帯を使用する。吊り上げ作業は、適切な吊り上げ方法を採用し、作業範囲を明確にする。
コンクリート打設	コンクリート打設による騒音・振動	コンクリート打設による土壌崩壊	コンクリート打設は、適切な打設方法を採用し、騒音・振動を低減する。土壌崩壊は、適切な掘削方法を採用し、土質調査に基づき、適切な掘削方法を採用する。

General Signage



スライド

建設におけるコンプライアンス活動 安全作業方法書（SWMS）

付録 A- 高リスク建設作業（HRCW）の安全作業方法説明書（SWMS）テンプレートのサンプル [説明:]

1. 実行される作業が以下に挙げる HRCW 業務のいずれかを含む場合、その作業が人の健康や安全に対してリスクをもたらす場合は、SWMS を作成する必要があります。
2. SWMS を作成することにより、事業者が必要な策を講じその HSR に情報を提供することが求められます。
3. SWMS が開発され実施されたら、関連する HRCW に従って作業を行う際に使用する必要があります。
4. SWMS は作業員および HSR に適切な言語で提供されなければなりません。
5. SWMS の写しは作業場所において入手可能でなければなりません。
6. HRCW 作業の完了後、SWMS は確認されていた内容に従って正しく完了されなければなりません。
7. HRCW 作業を変更するならば、または HRCW 中にインシデントが発生した場合、またはリスク管理措置が有効でないと確認された場合は、SWMS を見直し必要な変更を加えなければなりません。
8. 関連業者が HRCW の請負で SWMS のコピーに署名する必要があります。

含まれるタスクは何ですか？

HRCW の作業タスクを一覧表示する

例：

- 屋根瓦
-

危険とリスクは何ですか？

タスクの危険性とリスクをリストアップする

例：

- 屋根から滑ったり落ちたりする
-

リスク管理対策は何ですか？

リスク管理対策をリストアップする

例：

- キャッチプラットフォームおよびガードレールシステムを備えた足場
 - ハーネスや適切なアンカーポイントなどの落下防止システム
-

管理措置がどのように実施されるかを判断する

例：

- サプライヤーまたは有資格者が設置した足場またはガードレール
 - 落下防止システムを設置し適切な訓練を受けた人によって使用される
-

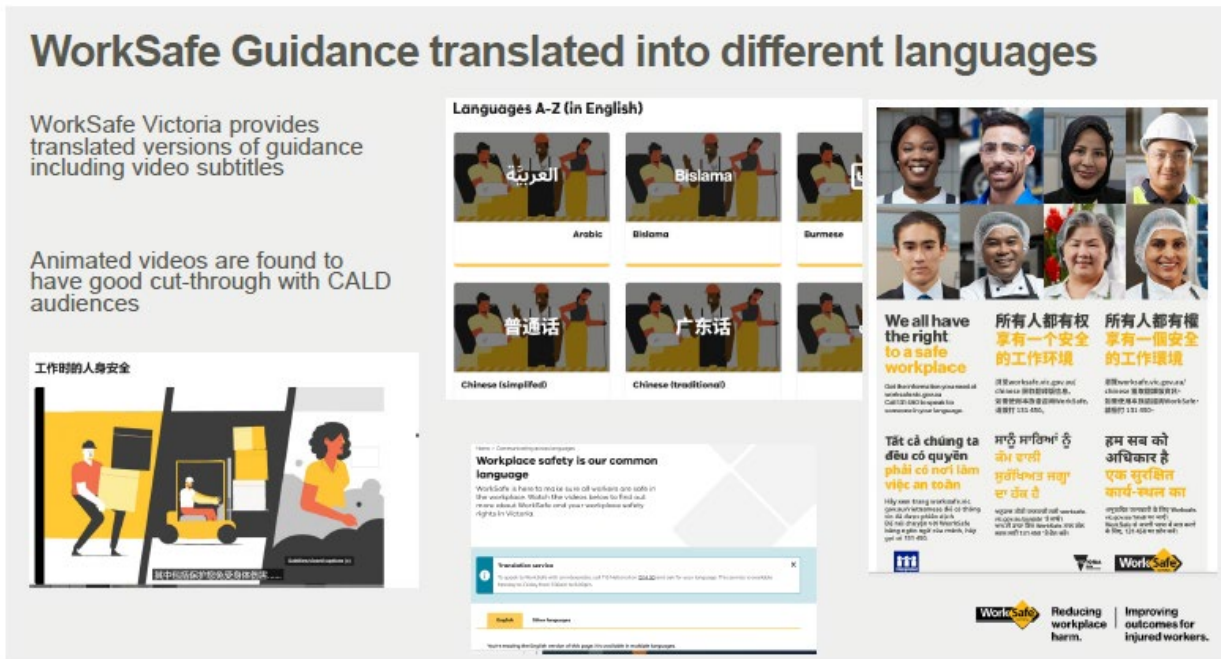
実施されている管理措置の責任者をリストアップする

例：

- 元請業者／建設業者
- 屋根職を請負人／屋根建設監督者

一般標識

(p) スライド 16



スライド

WorkSafe のガイダンスを多言語に翻訳

WorkSafe Victoria は、ビデオ字幕を含むガイダンスの翻訳版を提供しています。

アニメーション動画は、CALD の視聴者にとって理解しやすいことがわかっています。

職場の安全は私たち共通の言語です

WorkSafe（ワークセーフ）は、すべての労働者が職場で安全でいられるようにサポートしています。下記のビデオをご覧ください、WorkSafe について、そしてビクトリア州における職場の安全に関するあなたの権利について詳しく知ってください。

通訳サービス

通訳を通じて WorkSafe に連絡するには、13 14 50 に TIS National（TIS ナショナル）へ電話し、ご希望の言語をお伝えください。

このサービスは月曜日から金曜日の午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで利用可能です。

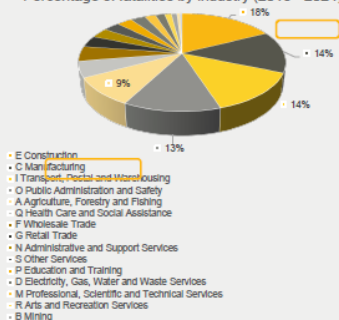
英語 | 他の言語

※このページは英語版です。他の言語でもご利用いただけます。

(q) スライド 17

Victorian Construction Industry: Fatalities

Percentage of fatalities by industry (2018 - 2024)



Top 5 mechanisms of fatalities in Construction (2018 - 2024)

Mechanism of fatality	Fatality Count	% of fatalities
Vehicle Accident	160	23%
Long Term Contact With Chemicals Or Substances	101	15%
Unspecified Mechanisms Of Injury	78	11%
Falls From A Height	61	9%
Being Hit By Falling Objects	23	3%

WorkSafe Reducing workplace harm. Improving outcomes for injured workers.

スライド

産業別の死亡者数の割合（2018年～2024年）

ビクトリア州の建設業：死亡者

E 建設業

C 製造業

I 運輸・郵便業、倉庫業

O 行政・安全

A 農業、林業、漁業

Q 医療・社会福祉

F 卸売業

G 小売業

N 管理・支援サービス

S その他のサービス

P 教育・訓練

D 電気・ガス・水道・廃棄物処理

M 専門・科学・技術サービス

R 芸術・娯楽サービス

B 鉱業

建設業における死亡事故のメカニズムトップ5（2018年～2024年）

死亡原因	死亡者数	死亡者の割合
交通事故	160	23%
化学物質または物質との長期接触	101	15%
特定不能の傷害原因	78	11%
高所からの転落	61	9%
落下物による打撲	23	3%

(r) スライド 18

Falls from height in Construction

Falls from height statistics

16

Fatalities in the construction industry were caused by a fall from height.*

1983

injury claims from falls from heights in construction.**

20-29 years

The most affected age group in construction for injuries from falls.**

* WorkSafe fatalities data (December 2019 - December 2023)

** WorkSafe compensation claim data (November 2019 - November 2023)



スライド

建設現場での高所からの転落

高所からの転落災害の統計

+ 建設業界における死亡事故のうち、16件が高所からの転落によるものでした。（*）

+ 建設業における高所からの転落による負傷の補償請求件数は1983件。（**）

+ 高所からの転落による負傷が最も多かった年齢層は20～29歳でした。

注記：

* WorkSafe 死亡事故データ（2019年12月～2023年12月）

** WorkSafe 補償請求データ（2019年11月～2023年11月）

(s) スライド19

Young / apprentice workers, especially CALD workers and those in regional areas, are at particular risk

Our 2019 research identified this is for the below reasons:

Pressure to cut corners is exacerbated among younger / low on the hierarchy audiences

Current and future livelihoods depend on stable employment which is obtained only by maintaining good working relations. This in turn is dependent on being a hard worker, getting the job done, and following instructions (whether best-practice or not).

The situation is further pronounced among CALD audiences

- Migrant background informs their attitudes: Often they come from a country with few workers' rights and minimal OHS.
- Even more-so feel the pressures of maintaining consistent employment.

The situation is further pronounced among regional audiences

- Limited exposure to other workers and to best practice, workers have a lower expectation of what are reasonable OHS practices.
- Distanced from industry regulation, managers / employers feel less at risk of litigation, including from WorkSafe inspectors.

"I get a hard time if I stand out so I try to just do what others are doing or what they tell me."

Domestic, At-risk (Apprentice)
(Regional)



スライド

若年労働者や見習い労働者、特に CALD 労働者や地方在住の労働者は、特にリスクが高い

2019 年の調査では、以下の理由により、次のことが明らかになりました。

若年層や階層が低い層の間では、手抜きをせざるを得ないというプレッシャーが強まっている

現在の生活や将来の生活は、良好な職場関係を維持することによってのみ得られる安定した雇用に依存している。そして、良好な職場関係は、熱心に働き、仕事をやり遂げ、指示に従うこと（それがベストプラクティスかどうかに関わらず）に依存している。

この状況は、CALD の視聴者層の間ではさらに顕著です

* 移民としての背景が彼らの態度に影響を与えている：彼らは労働者の権利や最低限の労働安全衛生がほとんどない国から来ていることが多い。

* 一貫した雇用を維持することへのプレッシャーをより強く感じている。

この状況は地域住民の間ではさらに顕著である

* 他の労働者やベストプラクティスに触れる機会が限られているため、労働者は妥当な労働安全衛生慣行への期待が低い。

* 業界規制から距離を置いているため、マネージャーや雇用主は、WorkSafe 検査官からの訴訟リスクをあまり感じていない。

「目立つとつらい目にあうから、他の人がやっていることや言われたことだけをやるようにしています。」国内、リスクのある立場（見習い）（地方）

(t) スライド 20

More findings from 2019 research

1.

Level of risk tolerance

Generally young men, this demographic is by force of personality disinclined to think of their own safety as a priority.

2.

Job requirements

At the bottom of the hierarchy, jobs others don't want to do, including some which are uncomfortable (which can also mean risky, such as carrying bricks), fall to them.



Construction workers are hands-on people who tend to learn 'on the job' in a practical and applied way.



Workers have typically engaged in minimal formal learning since school or trade school.

Apprentices prefer the on-site days of their apprenticeships over the classroom days.



The majority of OHS learning is reactive to what is mandated (e.g. white card, SWMS, toolbox talks).

Self-motivated OHS learning is uncommon.



Construction workers are time-poor overall. They tend to work away from screens and don't spend much time reading. In response to this, information they do absorb tends to be given to them in a concise format.

WorkSafe Reducing workplace harm. Improving outcomes for injured workers.

スライド

2019年の調査からのさらなる知見

1. 危険許容度のレベル

この層（主に若年男性）は、性格的に自分の安全を優先する考えに乏しい傾向があります。

2. 作業要件

階層の下位にいる人々は、他の人がやりたがらない仕事、例えば不快（危険を伴うこともある。例：レンガの運搬）な仕事を任されがちです。

- 建設労働者は実践的で現場中心の学習を好み、実際の作業を通じて学ぶ傾向があります。
- 学校や職業訓練校を卒業してからは、形式的な学習をあまりしていない人が多いです。見習い労働者は教室での学習よりも現場での実地研修を好みます。
- 労働安全衛生（OHS）の学習の多くは、ホワイトカードやSWMS、朝礼など義務付けられた内容に反応的に行われます。自主的にOHSを学ぶことはあまり一般的ではありません。
- 建設労働者は全体的に時間に余裕がなく、画面から離れて作業することが多いため、読書に時間をかけることはあまりありません。そのため、情報は簡潔な形式で提供されることが多いです。

(u) スライド 2 1

Fatalities involving EWP between 1 January 2011 and 31 December 2020

Data as at April 2021

Fatalities per Industry

Industry	Total Fatalities
I Transport, Postal and Warehousing	3
N Administrative and Support Services	2
E Construction	2
P Education and Training	1
C Manufacturing	1
F Wholesale Trade	1
Total	10

Gender:

All fatalities were male

Fatalities per Mechanism

Mechanism	Total Fatalities
26 Being trapped between stationary and moving object	4
1 Falls From A Height	3
57 Contact With Electricity	2
92 Vehicle accident	1
Total	10

Fatalities per Age Group

Year	Total Fatalities
< 30	1
30 - 39	4
40 - 49	2
50 - 59	2
60 +	1
Total	10

WorkSafe Reducing workplace harm. Improving outcomes for injured workers.

スライド

2011年1月1日から2020年12月31日までの間に発生した Elevating work platforms（EWP、高所作業台）による死亡事故

2021年4月時点のデータ

産業別死者数

No.	産業	死者数
I	運輸・郵便・倉庫業	3
N	行政・支援サービス業	2
E	建設業	2
P	教育・訓練業	1
C	製造業	1
F	卸売業	1
	合計	10

死因別死亡者数

No.	死因	死亡者数
26	固定物と移動物の上に挟まれる	4
1	高所からの転落	3
57	電気との接触	2
92	交通事故	1
	合計	10

年齢層別死亡者数

年齢層	死亡者数
< 30	1
30 - 39	4
40 - 49	2
50 - 59	2
60 +	1
合計	10

(v) スライド 2 2

Development of the industry standard

- ▶ A draft document was initially written by WorkSafe Victoria
- ▶ WorkSafe Victoria invited representatives and experts from industry to contribute to the document
- ▶ It was written in plain, simple English so that an operator could easily understand and navigate the standard
- ▶ The illustrations and their style was selected specifically for ease of communication across different educated levels and languages
- ▶ Printed copies available (requested)
- ▶ Industry Standard for the safe use of EWP's now represents 'state-of-knowledge' for the safe use of EWP's in Victoria



WorkSafe Reducing workplace harm. Improving outcomes for injured workers.

スライド

業界標準の策定

- > 草案は当初、WorkSafe Victoria が作成
- > WorkSafe Victoria は業界の代表者および専門家を招き、草案への貢献を依頼
- > オペレーターが容易に理解し、基準を順守できるよう、平易でシンプルな英語で作成
- > 図解およびそのスタイルは、教育レベルや使用言語の違いを超えてコミュニケーションを円滑に行うことを目的に、特別に選択
- > 印刷版も入手可能（要請に応じて）
- > 現在、ビクトリア州における電動工具の安全な使用に関する業界標準は、電動工具の安全な使用に関する「最新知識」を代表するものとなっている

(w) スライド 2 3

Training, competency and licencing



High risk work licence



RTO Industry Training



Familiarisation
training

WorkSafe Reducing workplace harm. Improving outcomes for injured workers.

スライド

訓練、能力、ライセンス

高リスク作業ライセンス

RTO（登録教習機関）産業訓練

習熟訓練

(x) スライド 2 4

Crushing – Risk control

Secondary guarding



Figure 22 - Example of a physical barrier attached to the platform



Figure 24 - Example of a pressure sensing device



スライド

衝突 - リスク管理
二次的な保護

図 22 - プラットフォームに取り付けられた物理的バリアの例

図 24 - 圧力感知装置の例

(y) スライド 2 5

QR code

Stickers



WorkSafe Reducing workplace harm. Improving outcomes for injured workers.

スライド

QR コード
ステッカー

(z) スライド 2 6

Agriculture Safety Learning Networks

Overview

\$1.2 million, two-year pilot program (Oct 2022 - Dec 2024) aimed to improve safety on farms by creating collaborative networks that take action and lead change on safety issues in farming businesses.



Two industry organisations were funded to lead an Agriculture SLN adapted to their industry context, and implemented a nuanced approach to build the profile of safety, provide peer-to-peer support and initiate on farm practical changes that improve safety outcomes.

The SLN brought farmers, industry bodies and experts together and used behavioural science methods and collaborative problem-solving to:

- identify barriers for farmers to incorporate improved safety systems in farm business operations;
- develop and implement initiatives that address these barriers;
- with the aim to change mindsets and attitudes towards safety and improve safety behaviour on farms.
- The SLN's developed safety initiatives that focused on the primary prevention of unsafe work practices, with regard to the major causes of fatality and injury.



スライド

農業安全学習ネットワーク

概要

120万ドル、2年間のパイロットプログラム（2022年10月～2024年12月）は、農業ビジネスにおける安全問題について行動を起こし、変化をもたらす協調ネットワークを構築することで、農場の安全性の向上を目指しています。

○ 主導組織 > 運営委員会 > パートナー > 参加農家

2つの業界団体が、それぞれの業界の状況に適応した農業SLNを主導するために資金提供され、安全に対する意識を高め、ピア・ツー・ピアのサポートを提供し、安全な成果を改善する農場での実践的な変化を促すための、より繊細なアプローチを実施しました。

SLNは、農家、業界団体、専門家を結びつけ、行動科学の手法と協調的な問題解決を用いて、

>農家が農場経営に改善された安全システムを組み込む上での障壁を特定し、

>これらの障壁に対処するイニシアティブを開発し、実施する。

>安全に対する考え方や姿勢を変え、農場での安全行動を改善することを目的とする。

>SLNは、死亡事故や負傷の主な原因を考慮し、安全でない作業慣行の一次予防に重点を置いた安全イニシアティブを開発した。

(aa) スライド 27

Agriculture Safety Learning Networks

Victorian Fresh Produce Network (VFPN)

Lead organisation: Velisha Education Group (VEG)

Sub-industry focus: Horticulture-four regional hubs from key Victorian growing areas (Sunraysia, Goulburn Valley, Gippsland and Werribee South).

Approach: Individual consultancy - worked with 3 farms in each regional hub to develop improved safety system on farm + knowledge share to broader industry.

Outcomes

- Project reach: 12 farms with approx. 516 employees.
- New safe work system implemented on each farm:- noise management, traffic control, training program & system of work for safety around tractors for CALD workers.
- Horticulture Industry uplift: Safety Presentations at Annual Horticulture Connections Conferences 2023 and 2024, for the first time ever.

Safer Farms Families & Futures (S3F)

Lead organisation: ORM Pty Ltd

Sub-industry focus: Grains/Mixed Farming enterprises across the Wimmera/Mallee region

Approach: Two streams- peer to peer (P2P) stream held five workshops with the 14 participating farms. Community Based Social Marketing (CBSM) stream engaged a small number of farmers with a platform to share, discuss and learn about farm machinery guarding safe practice.

Outcomes

- Project reach: 14 businesses with 35 employees
- All P2P participants improved safety on their farms, including: induction, farm discussions/consultations about safety practices, and reviewing potential OHS risks
- Industry uplift:
 - Initiated a Pre-Start Harvest workshop
 - Grains Research & Development Corporation (GRDC) safety focus

スライド

農業安全学習ネットワーク

○ビクトリア州生鮮食品ネットワーク（VFPN）

主導団体：Velisha Education Group（VEG）

サブ産業の焦点：園芸 - ビクトリア州の主要な栽培地域（サンレイジア、ゴールバーンバレー、ギブスランド、ウェリビー・サウス）の4つの地域ハブ。

アプローチ：個別コンサルティング - 各地域ハブの3つの農場で、農場での安全システムの改善と、より幅広い業界への知識の共有に取り組む。

成果

- * プロジェクト対象：従業員約 516 名の 12 農場。
- * 各農場で新しい安全作業システムを導入：騒音管理、交通整理、研修プログラム、CALD 労働者のためのトラクター周辺の安全作業システム。
- * 園芸業界の活性化：2023 年と 2024 年の園芸業界年次会議で、史上初めて安全に関するプレゼンテーションを実施。

○より安全な農場 家族と未来（S3F）

指導組織：ORM Pty Ltd

サブ産業の焦点：ウィメラ/マリー地域全体における穀物/混合農業企業

アプローチ：2つの流れ - ピア・トゥ・ピア（P2P）の流れでは、14の参加農場と5回のワークショップを開催。コミュニティ・ベース・ソーシャル・マーケティング（CBSM）の流れでは、少数の農家が、農機具の安全対策について共有、議論、学習するプラットフォームに参加。

成果

- * プロジェクトの対象：14の事業所、従業員数35名
- * P2Pの参加者全員が、農場の安全性を向上させた。その中には、導入、安全対策に関する農場での話し合い/相談、潜在的なOHSリスクの検証などが含まれる
- * 業界の活性化：
- * 収穫前のワークショップを開始
- * 穀物研究開発公社（GRDC）の安全対策に重点を置く

(bb) スライド 28

CALD resources

VFPN Safe Work Systems for CALD workers

Farm 1

Developed new tailored safety measures for their diverse workforce, including:

1. Visual aids to convey safety information
2. Messages in several targeted languages
3. Less text-heavy materials for easier comprehension

Tailored Training Approach The owner also implemented a hands-on approach to safety training, providing daily guidance on safety rules, picking techniques, and packing procedures. This consistent reinforcement of safety protocols has proven in maintaining a safe work environment.

Farm 2

Developed a safety system for tractor operations effective for CALD workers.

Key components included:

1. Risk Assessments
2. Standard Operating Procedures (SOPs): Developed detailed guidelines for safe tractor use, specifically for planting operations.
3. Culturally Sensitive Training: Incorporation of culturally familiar examples and scenarios, use of diverse instructional methods including interactive workshops, visual aids, and practical demonstrations. Consideration of cultural nuances in communication styles and learning preferences
4. Feedback and Continuous Monitoring: Established regular consultation and collection of feedback from CALD workers to assess, adjust and refine the training program.

Health and safety information for seasonal workers in horticulture.

Co-designed with leaders from Pacific Island communities in Victoria. Videos, fact sheets and posters about what to expect, staying safe and looking after yourself while working on horticultural farms.

Available in:

- English
- Bislama
- Fijian
- Samoan
- Tongan

Working with machines or vehicles

To stay safe when using machinery:



[Seasonal workers | WorkSafe Victoria](#)

スライド

CALD リソース

VFPN CALD 労働者のための安全作業システム

農場 1

多様な労働者向けに、以下のような新しい安全対策を考案しました。

1. 安全情報を伝える視覚資料
2. 対象言語によるメッセージ
3. 理解しやすいように文字を減らした資料

カスタマイズされたトレーニングアプローチ また、オーナーは安全トレーニングに実践的なアプローチを取り入れ、安全規則、収穫技術、梱包手順について毎日指導を行いました。このような安全手順の一貫した強化が、安全な作業環境の維持につながっています。

農場 2

CALD 労働者にとって効果的なトラクター操作の安全システムを開発。

主な要素は以下の通りです。

1. リスク評価
2. 標準作業手順（SOP）：安全なトラクターの使用に関する詳細なガイドラインを策定。特に、植え付け作業に重点を置いた。
3. 文化的に配慮したトレーニング：文化的に馴染みのある例やシナリオを盛り込み、双方向のワークショップ、視覚教材、実演など、さまざまな指導方法を導入。コミュニケーションスタイルや学習の好みにおける文化的なニュアンスを考慮
4. フィードバックと継続的なモニタリング：定期的な協議を実施し、CALD 労働者からのフィードバックを収集することで、トレーニングプログラムを評価、調整、改善。

園芸業の季節労働者向けの健康と安全に関する情報。

ビクトリア州の太平洋諸島コミュニティのリーダーと共同で作成。

園芸農場で働く際に予想されること、安全の確保、体調管理に関するビデオ、ファクトシート、ポスター。

利用可能言語：

* 英語

* ビスラマ語

* フィジー語

* サモア語

* トンガ語

[Seasonal workers | WorkSafe Victoria](#)

(cc) スライド 29

図7 Work Safe Victoria のプレゼンテーション「Work Safe Victoria」のスライドと解説文の原本と和訳

次に、Work Safe Victoria に対する質問と WSV からの回答を表 2 に示す。

表 2 安衛研から WSV に対する質問と WSV からの回答

オーストラリアの労働安全衛生に関する質問

○ オーストラリアにおける移民労働者および労働災害の統計

1. オーストラリアにおいて、オーストラリア国籍を持っていない移民労働者の総数及び総人口に対する比率を教えてください。また、その統計データが掲載されている行政機関のホームページを教えてください。

(回答)

2023 年現在、オーストラリアには、約 68 万人のニュージーランド人を含む、約 190 万人の就労可能な一時的ビザを持つ人が滞在している。これはオーストラリアの総人口の約 7% に相当する。

2023-24 年の移民入国に最も貢献したのは一時的ビザ保持者であった。留学生が 20 万 7,000 人で最大の一時的ビザ保持者であったが、これは 2022-23 年の 27 万 8,000 人から減少した。その他の一時的ビザ保持者は、訪問者（90,000 人）、ワーキングホリデー・メーカー（80,000 人）、一時的技能者（49,000 人）であった。

しかし、オーストラリア国籍を持たない移民労働者の総数に関する具体的なデータは、容易に入手できない。

オーストラリアにおける移民労働者に関する包括的で最新の統計については、オーストラリア統計局（ABS）がデータの収集と公表を担当する主要な政府機関である。ABS は、移民および雇用統計に関する詳細な報告書を定期的に発行しています。ABS の公式ウェブサイトから、レポートやデータセットにアクセスすることができます：[ABS - 海外移住](#)

2. オーストラリアの労働災害の統計データが掲載されている行政機関のホームページを教えてください。死傷災害統計も掲載されていますでしょうか？傷病の場合、休業何日以上から統計をとれていますでしょうか？また、移民労働者のみの死傷災害統計はございますでしょうか？

(回答)

オーストラリアでは、複数の政府機関が、負傷者や死亡者を含む労働災害に関する統計データを提供している：

1. **セーフワーク・オーストラリア** この国家機関は、労働関連の負傷、疾病、死亡事故に関する包括的なデータを提供している。インタラクティブなデータページでは、詳細な統計と洞察を提供しています。[セーフワーク・オーストラリア - 主要労働安全衛生統計 オーストラリア 2024 年](#)

2. **オーストラリア統計局（ABS）**：ABSは労働災害に関する報告書を発行し、発生件数、原因、その他の関連情報を詳述している。[ABS - 労働災害](#)
3. **州および準州の労働安全衛生規制機関**：各州・準州には、職場の安全衛生データを集計・報告する規制当局がある。例えば、ビクトリア州労働安全衛生局（WorkSafe Victoria）は、保険金請求や職場での死亡事故に関する統計レポートを提供している。[ビクトリア州労働安全衛生局（WorkSafe Victoria） - データと統計](#)

傷病に関する統計の収集に関して、セーフワーク・オーストラリアは、重大な労災補償請求を1週間以上の欠勤を伴うものと定義している。

移民労働者の死傷に特化した統計に関しては、この層を分離した一般に入手可能なデータは限られている。ほとんどの報告書は、移民労働者と非移民労働者を区別せずに集計データを提供している。

○ 移民労働者の在留資格・ビザに関する制度

3. オーストラリアにおいて、各種のビザがあると思いますが、Temporary Work Visas では、ビザを取得するためにどのような要件が課されていますか？滞在期間に制限はありますか？

（回答）

オーストラリアには様々な短期就労ビザがあり、それぞれ特定の条件や滞在期間の制限があります。ここでは、一般的なビザについてご紹介します：

1. **一時就労（短期滞在専門家）ビザ（サブクラス 400）**：
 - 目的短期で専門性の高い非継続的な仕事を請け負う個人向け。
 - **滞在期間**：通常は最長3カ月。限られた状況下では最長6カ月。
 - **必要条件**
 - オーストラリアでは得難い専門的な技能、知識、経験を有すること。
 - 業務が継続的でないことを示す証拠を提出すること。
 - 健康および性格に関する基準を満たす。
2. **一時的技能不足（TSS）ビザ（サブクラス 482）**：
 - **目的**：雇用主が熟練労働者を受け入れることで、労働力不足に対処できるようにする。

- **滞在期間**
 - **短期ストリーム**：最長 2 年
 - **中期ストリーム**：最長 4 年。
- **必要条件**
 - 承認された雇用主によるスポンサーシップ
 - 該当する技能職業リストに記載されている職業。
 - 英語能力基準を満たす。
 - 健康条件と性格条件を満たす。

3. **ワーキングホリデービザ（サブクラス 417）とワーホリビザ（サブクラス 462）：**

- **目的**：若者がオーストラリアで休暇を過ごしなが、滞在資金を得るための短期就労ができるようにする。
- **滞在期間**最長 12 カ月。特定の条件下で延長の可能性あり。
- **必要条件**
 - 18 歳から 30 歳まで（国によっては 35 歳まで）。
 - 対象国の有効なパスポートを所持していること。
 - 扶養する子供を同伴しない。
 - 健康、性格、経済的基準を満たしていること。

それぞれのビザの種類には、明確な条件と資格基準がある。

4. 在留資格に影響する行政罰について教えてください。労働法令に違反したら、次から外国人労働者を雇用できなくなる（ビザのスポンサーでいられなくなる）など。その前提として、外国人労働者の在留資格やビザは Work Safe が管理されていますでしょうか？

（回答）

労働法、特に外国人労働者の雇用に関する法律に違反した雇用主は、多額の行政罰に直面する可能性があり、海外従業員をスポンサーする能力に影響を与える可能性がある。

内務省は、スポンサーが義務に違反した場合の制裁措置について、以下のように概説している：

- **スポンサーシップの停止または取消**：雇用主は、スポンサーシップの権利を停止または取り消され、新たな移民労働者のスポンサーシップができなくなる可能性がある。
- **違反通知と罰金**：スポンサーシップの義務に違反した場合、金銭的な罰則が課されることがあります。
- **民事罰または刑事罰**：重大な違反や度重なる違反は、民事または刑事手続きにつながり、多額の罰金や禁固刑が科される可能性があります。

2024年7月1日以降、政府は、公正労働法に基づき移民労働者を搾取した、またはスポンサー義務に違反したと認められた雇用主が、一時的なビザ保持者を雇用することを禁止する権限を有する。この措置は、移民労働者の保護を強化し、オーストラリアの移民プログラムの完全性を維持することを目的としている。

外国人労働者の在留資格とビザの管理責任は内務省にある。

○ 労働安全衛生法に関する罰則と法的規制

5. 労働安全衛生法または労働安全衛生規則に違反した場合、罰金や罰則はどの程度でしょうか？
(回答)

ビクトリア

2004年労働安全衛生法（OHS法）および2017年労働安全衛生規則（OHS規則）に違反した場合、重大な罰則が科される可能性があり、その罰則は違反の程度や違反者が個人か法人かによって異なります。

OHS法における主な罰則

- **一般的な義務違反**：
 - 個人（自然人）：1,800ペナルティ単位まで。
 - 法人：9,000罰金単位まで。
- **特定の犯罪**
 - **職場の安全確保義務違反（第21条）**：罰則は上記の一般的義務違反を反映したものである。
 - **安全な工場および作業システムの維持不履行（第40条）**：個人に対しては最高500単位、法人に対しては最高2,500単位の罰則。

注：2024年7月1日現在、ビクトリア州における1罰金単位の価値は192.31ドルである。従って、罰金の上限は、個人で約\$346,158、法人で約\$1,730,790となる。

職場における過失致死罪

この犯罪は、2004年労働安全衛生法（OHS法）に基づく一定の義務に違反し、義務を負って

いた他人を死亡させた、雇用主または以下に示すその他の義務保有者、あるいは組織の役員による過失行為に適用される。

業務上過失致死罪で有罪判決を受けた場合、以下の罰則が適用される（2020年7月1日現在）：

- 個人に対しては最高25年の禁固刑。
- 法人には最高1650万ドルの罰金

これらの罰則は、違反の重大性を反映したものであり、労働安全衛生義務違反に対する組織や役員個人の強い抑止力を生み出し、職場での死亡事故を防止することを目的としている。

詳しくは、[ワークセーフ・ビクトリア \(WorkSafe Victoria\) - 職場 過失致死罪 \(Workplace Manslaughter\)](#) をご覧ください。

OHS 規則に基づく罰則：

- 違反した場合、個人には最高100罰金単位、法人には最高500罰金単位の罰金を科すことができる。

侵害通知：

- 2021年7月31日以降、ワークセーフの検査官は、特定の違反に対して、最高10ペナルティユニット（2024年7月1日現在、約1,923ドル）の罰則を伴う違反通知を発行する権限を有する。

違約金保険の禁止

- 2022年9月21日より、OHS法に基づく罰金に対して個人または組織を補償する契約または保険手配を結ぶことは違反となる。このような違反に対する罰則は以下の通り：
 - 個人：最高300ペナルティユニット（約57,693ドル）。
 - 法人：最高1,500罰金単位（約288,465ドル）。

これらの厳しい罰則は、ビクトリア州における労働安全衛生義務を遵守することの重要性を強調している。

全国的に：

モデルWHS法は、同法に基づく違反行為に対する罰則として知られる最高金額を規定している。

労働安全衛生（WHS）法は、犯罪を3つのカテゴリーに分類し、それぞれに対応する罰則を設けている：

カテゴリー1：義務保持者が合理的な弁解をすることなく、重大な過失を伴う行為に関与した場合、または死亡や重傷、疾病のリスクに関して無謀であった場合。

- 法人：最高300万ドル

- **事業または事業を行う者（PCBU）または役員としての個人**：最高 60 万ドルおよび/または 5 年の禁固刑
- **個人（労働者など）**：最高\$300,000 および/または 5 年の禁固刑。

カテゴリ-2：義務者が安全衛生義務を遵守せず、人を死亡または重傷、疾病のリスクにさらす。

- **法人**：最高 150 万ドル
- **PCBU または役員としての個人**：最高\$300,000。
- **個人（労働者など）**：最高\$150,000 まで。

カテゴリ-3：義務者が安全衛生義務を遵守しない。

- **法人**：最高 500,000 ドル
- **PCBU または役員としての個人**：最高 100,000 ドル
- **個人（労働者など）**：最高 50,000 ドル

これらの罰則については、Safe Work Australia が概説している。

[SafeWork Australia - WHS 法に基づく罰則](#)

[SafeWork オーストラリア - 管轄地域比較表](#)

業務上過失致死：

モデル WHS 法には、管轄区域が業務上過失致死罪を挿入できるようにするための管轄区域注記が含まれている。モデル罰則は、法人に対しては 1,800 万ドル、個人に対しては 20 年の禁固刑である。

具体的な罰則は、オーストラリアの州や準州によって異なることに注意する必要がある。

○ 労働安全衛生教育に関する制度と支援

6. 移民労働者に対する安全衛生教育の規定・指針として、Work Safe Victoria のコンプライアンスコードを確認することができました。オーストラリアの各州でこのようなコンプライアンスコードがあるのでしょうか？

[参考 URL][Compliance code: Communicating occupational health and safety across languages | WorkSafe Victoria](#)

(回答)

各州および準州には、職場の安全衛生を担当する独自の規制機関があり、雇用者と労働者を指導するためのさまざまな実施規範を提供している。

すべての管轄区域に「言語を超えた労働安全衛生の伝達」という特別なタイトルの遵守

規定があるわけではないが、多くの管轄区域では、文化的・言語的に多様な（CALD）労働者に安全情報を効果的に伝達するためのガイダンスを提供している。

例えば、こうだ：

- **オーストラリア首都特別地域（ACT）**：WorkSafe ACT は、労働災害を防止するために、労働安全衛生（WHS）情報を利用しやすい形式で伝えることの重要性を強調している。PCBU（Persons Conducting a Business or Undertaking）は、言語または文化的障壁を特定し、CALD 労働者に適切なサポートを提供するようアドバイスしている。[WorkSafe ACT - 文化的・言語的に多様な（CALD）労働者の支援](#)
- **クイーンズランド州ワークセーフ・クイーンズランド（WorkSafe Queensland）** は、WHS 法が適用されるすべての職場に適用される「労働安全衛生協議・協力・調整実施規範（Work Health and Safety Consultation, Cooperation and Coordination Code of Practice）」を提供している。この規範は、多様な文化的・言語的背景を持つ労働者を含む、労働者との効果的なコンサルテーションに関する実践的なガイダンスを提供しています。[ワークセーフ QLD - 労働安全衛生協議、協力、調整](#)
- **ニューサウスウェールズ州（NSW）**：セーフワーク・ニューサウスウェールズ（NSW）州には、「労働安全衛生協議、協力、調整」と題する同様の規範があり、安全衛生問題に関して労働者と協議する方法を概説し、CALD 患者を含むすべての労働者が参加できるようにしている。[セーフワーク・ニュー・サウス・ウェールズ（SafeWork NSW） - 労働安全衛生協議・協力・調整](#)

これらの規範の具体的なタイトルや内容は異なるかもしれないが、すべての管轄区域に共通する基本原則は、職場における効果的なコミュニケーションと協議の重要性である。使用者は、CALD 労働者の安全情報の理解を妨げる可能性のある言語的または文化的障壁を積極的に特定し、対処することが奨励される。

7. Safe Work or Work Safe がこのコンプライアンスコードに求める最低基準はありますか？移民労働者の出身国の母国語での教育を規定するものはありますか？

（回答）

職場の安全衛生（WHS）法は、文化的・言語的に多様な（CALD）背景を持つ労働者を含むすべての労働者が、安全衛生情報を理解できるようにすることを雇用主に義務づ

けている。すべての州や地域に共通するコンプライアンス規範があるわけではないが、効果的なコミュニケーションの原則は、国や地域のガイドラインに組み込まれている。

オーストラリア国内では、Safe Work Australia が、移民労働者や多文化労働者とのコミュニケーションを支援するためのリソースを作成している。この情報シートは、労働者の多様なニーズに合わせてコミュニケーションを調整し、すべての人が職場の危険やリスクを理解できるようにするためのガイダンスを提供しています。[SafeWork Australia - 移民・多文化労働者との労働安全衛生に関するコミュニケーション](#)

労働者の母国語での教育提供については、個人の母国語のみで訓練を実施する明確な法的要件はないが、雇用主はすべての労働者が安全衛生情報を理解できるようにする義務がある。そのためには、翻訳された資料を提供したり、通訳を雇ったり、言葉の壁を埋めるために視覚教材を利用したりすることが考えられます。具体的な方法は、労働者固有のニーズや職場環境の性質に基づいて決定されるべきである。

要約すると、すべての管轄区域で標準化されたコンプライアンス・コードは存在しないが、国レベルおよび州レベルの機関は、言語的背景に関係なく、すべての労働者に安全衛生情報が効果的に伝達されるようにするためのガイダンスを提供している。

8. オーストラリアでは就労ビザによって英語能力が異なると思いますが、英語の理解能力に応じた安全衛生教育のサポートはありますか？ある場合、どのようなサポートがありますか？
(回答)

全国

いくつかのリソースと戦略がある：

1. 翻訳・通訳サービス：

- 翻訳・通訳サービス (Translating and Interpreting Service、TIS National) は、英語を話さない人を支援するために無料の通訳サービスを提供しています。雇用主は、トレーニングセッション中の効果的なコミュニケーションを促進するために通訳を手配することができます。[TIS ナショナル](#)

2. オーダーメイドのコミュニケーション戦略：

- 雇用主は、文化的・言語的に多様な (CALD) 労働者のニーズに合わせてコミュニケーション方法を適応させることが奨励される。これには、翻訳された資料の提供、視覚的補助具の活用、安全に関する指示が明確で利用しやすいことの確認などが含まれる。

3. 文化認識とトレーニング：

- 文化的な違いを理解することは、安全情報を効果的に伝える上で極めて重要である。雇用主は、あらゆるギャップを埋め、すべての労働者が職場で快適に情報を得られるようにするために、文化的トレーニングを検討すべきである。

4. 成人移民英語プログラム (AMEP) :

- AMEP は、資格のある移民および人道的入国者に無料の英語授業を提供し、英語力の向上を支援することで、職場安全情報の理解を深めることができる。[内務省 - 成人移民英語](#)

これらの戦略を実施し、利用可能なリソースを活用することで、雇用主は英語力に関係なく、すべての従業員にとってより安全で包括的な職場環境を作ることができる。

ビクトリアにて

ワークセーフ・ビクトリア州は、文化的・言語的に多様な職場の雇用者に実践的なガイダンスを提供するコンプライアンス・コード「Communicating Occupational Health and Safety Across Languages」を策定した。

[ワークセーフ・ビクトリア - 労働安全衛生の言語によるコミュニケーション](#)

コンプライアンス・コードからの主な提言 :

1. 労働者の言語ニーズを評価する :
 - コミュニケーション戦略を効果的に調整するために、従業員が主に使用する言語を特定する。
2. 言語サポートサービスを利用する :
 - 安全衛生情報を正確に伝えるため、専門の通訳・翻訳者を雇う。
 - コミュニケーションを円滑にするために、多言語を話す従業員を活用し、この役割のために適切な訓練を受けていることを確認する。
3. ビジュアル・コミュニケーションとマルチモーダル・コミュニケーションの実践 :
 - 口頭や書面による指示を補足するために、視覚的な補助具、デモンストレーション、わかりやすい看板を使用し、言葉の壁を越えて理解力を高める。
4. 適切な言語によるトレーニングを提供する :
 - 従業員が理解できる言語で、安全衛生トレーニングセッションを実施する。

さらに、英語以外の言語で職場のウェルビーイングを支援するための資料も用意されています。[ワークセーフ・ビクトリア - 言語](#)

9. 移民労働者向けの安全衛生に関する教材はありますか？教材は英語だけでなく、出身国の母国語の教材もごございますでしょうか？もしあれば、その URL を押して下さい。

（回答）

はい、オーストラリアの移民労働者向けに特別にデザインされた安全衛生研修資料があり、多言語で利用できます。これらの資料は、英語力に関係なく、すべての労働者が重要な安全情報を利用できるようにすることを目的としています。

Safe Work Australia は、アラビア語、中国語、ベトナム語を含む 11 言語で翻訳された情報シートを提供している。これらのシートは、労働安全衛生責任と労働者災害補償をカバーしています。[SafeWork Australia - 移民・多文化労働者向けリソース](#)

ビクトリア州労働安全衛生局 (WorkSafe Victoria) は、20 カ国語に翻訳された安全衛生ガイドンス資料を提供している。研修資料を翻訳することの重要性を強調し、理解を深めるためにピクトグラム、視聴覚資料、実演などの補助的な方法を提案している。

[ビクトリア州労働安全衛生局 \(WorkSafe Victoria\) - 文化的、言語的に多様な労働力を支援する](#)

[ワークセーフ・ビクトリア - 言語](#)

セーフワーク・ニュー・サウス・ウェールズ (SafeWork NSW) には、16 言語のビデオ、ポスター、ウェブページを集めた翻訳資料ハブがある。これらの資料は、文化的・言語的に多様な (CALD) 労働者が、労働安全衛生情報をより利用しやすくするためのものである。

[SafeWork NSW - リスクのある労働者](#)

[SafeWork NSW - 翻訳リソース](#)

- 労働安全衛生に関する相談窓口

10. 移民労働者が職場での安全衛生について政府に相談できる窓口はありますか？母国語で問い合わせることは可能ですか？

（回答）

オーストラリアでは、移民労働者は、職場の安全衛生に関する懸念を話し合うために、複数の政府資料を利用することができ、多言語でサポートを受けることができる：

1. **公正労働オンブズマン (FWO) :**

- **目的:** オーストラリアの労働法の下での労働者の権利と責任を理解することを支援する。

○ 連絡先

- 電話番号 13 13 94
- 言語支援：英語以外の言語によるサポートについては、翻訳・通訳サービス（TIS National）（13 14 50）に連絡し、フェアワーク・インフォラインへの接続を要請する。
- ウェブサイト：fairwork.gov.au - [ビザ保持者と移民労働者 - 職場の権利と資格](#)

2. セーフ・ワーク・オーストラリア

- 目的：職場の安全衛生に関する国家政策と戦略を策定する。
- ウェブサイト：safeworkaustralia.gov.au

3. 州および準州の労働安全衛生当局：

- 目的：各州および準州には、職場の安全衛生規制を施行する責任を負う独自の当局がある。
- 連絡先
 - ビクトリア州：ワークセーフ・ビクトリア
 - 電話番号 1800 136 089
 - ウェブサイト：worksafe.vic.gov.au
 - ニューサウスウェールズ州セーフワーク NSW
 - 電話番号 13 10 50
 - ウェブサイト：safework.nsw.gov.au
 - クイーンズランド州クイーンズランド州労働安全衛生
 - 電話番号 1300 362 128
 - ウェブサイト：worksafe.qld.gov.au
 - 西オーストラリア州ワークセーフ WA
 - 電話番号 1300 307 877

- ウェブサイト：worksafe.wa.gov.au
- 南オーストラリア州セーフワーク SA
 - 電話番号 1300 365 255
 - ウェブサイト：safework.sa.gov.au
- タスマニア州：ワークセーフ・タスマニア
 - 電話番号 1300 366 322
 - ウェブサイト：worksafe.tas.gov.au
- オーストラリア首都特別地域ワークセーフ ACT
 - 電話番号 13 22 81
 - ウェブサイト：worksafe.act.gov.au
- ノーザン・テリトリーNT ワークセーフ
 - 電話番号 1800 019 115
 - ウェブサイト：worksafe.nt.gov.au

D. 同社に対する質問と回答

2月13日のミーティングに先立ち、水道工事会社に対する質問票をお送りし、その回答が事前に得られていたため、それを表3に示す。

表3 水道工事会社に対する質問と回答

Questions for Work Health and Safety in Australia	
○御社における移民労働者の数	
1. 御社において、オーストラリア国籍を持っていない移民労働者の総数及び総職員数に対する比率を教えてください。	私達の会社では、現在永住権を申請中の VISA 社員が 2 名いる。これは全従業員の 3%に相当する。
以下の質問は、御社に移民労働者の方がいらっしゃる場合のみで結構です。移民労働者の方がいらっしゃらない場合、お答えいただかなくても結構です。もしくは、分かる範囲内でお答えいただけますと幸いです。	
○移民労働者の在留資格・ビザに関する制度	
2. 御社において、もし移民労働者の方がいらっしゃる場合、どのようなビザで御社に勤務されていますでしょうか？ビザの種類によっては滞在期間に制限はありますか？	一時的な卒業ビザ - 3年間の一時的なブリッジング VISA。 VISA の種類によっては、滞在期間、出国・帰国の制限、就労時間や期間に関して適用される制限が。 VEVO (Visa Entitlement Verification Online) は、ビザ保持者、雇用主、教育機関、その他の組織がビザの条件や詳細を確認できるようにするものです。
3. 在留資格に影響する行政罰について教えてください。労働法令に違反したら、次から移民労働者を雇用できなくなる（ビザのスポンサーでいられなくなる）など、ございますでしょうか。	オーストラリアでは、雇用主が移民労働者のスポンサーになるには、まず地元の労働者を探すなど、厳しい条件があります。VISA 申請者は、基準の一部として英語テストに合格しなければならない。 詳細は下記を参照のこと： Learn about sponsoring 私達の会社は VISA ワーカーをスポンサーしていない。
○労働安全衛生法に関する罰則と法的規制	
4. 労働安全衛生法または労働安全衛生規則に違反した場合、罰金や罰則はどの程度でしょうか？	OHS 法には幅広い違反が含まれる。最も一般的な違反は、雇用主が(1)職場が従業員にとって安全

であること、(2)他の人々が危険にさらされていないことを確認しないことである。企業がこの犯した場合、最高罰金は約 170 万ドル（1 回の違反につき）。個人の場合、最高罰金は約\$ 350,000 です。2020 年 7 月 1 日からは、業務上過失致死罪の規定も導入された。新法の目的は、職場での死亡事故を防止し、労働安全衛生義務を遵守するよう義務者に強い抑止力を与え、職場で人々の命を危険にさらすことは許されないという強いメッセージを送ることである。

今回の改正は、新たな義務を課すものではなく、OHS 下で既に課せられている義務に、より厳しい罰則を課すものである。現在法律が定めているように、雇用主や義務者は、事業遂行に伴うリスクについて、また、それらのリスクを軽減するためにどのような措置を講じることができるかについて、立ち止まって考えるべきである。

罰則

業務上過失致死罪で有罪判決を受けた場合、以下の罰則が適用される（2020 年 7 月 1 日現在）：

- 個人に対しては最高 25 年の禁固刑。
- 法人には最高 1650 万ドルの罰金

これらの罰則は、違反の重大性を反映したものであり、労働安全衛生義務違反に対する組織や役員個人の強い抑止力を生み出し、職場での死亡事故を防止することを目的としている。

詳細は下記を参照のこと：

[Victoria's new workplace manslaughter offences | WorkSafe Victoria](#)

5. 日本では特に中小建設工事業者の労働災害防止活動が低調になっています。原因として、日本では刑事上の罰が軽く、罰を受ける確率が低いなど、労働災害防止活動に取り組むインセンティブが低いことが一つの要因ではないかと考えています。御社が労働災害防止活動に取り組む動機は何でしょうか。オーストラリアの罰金や罰則は労働災害防止に取り組む動機となっているのでしょうか。

ビクトリア州の労働安全衛生は法律で義務付けられている。

雇用主には、合理的に実行可能な限り、安全で健康へのリスクがない職場提供し、維持する厳格な義務がある：

- 安全な工場（機械設備）を提供し、維持する。
- 安全な作業システムを提供し、維持する。例えば、危険性の高い場所への立ち入りを管理し、高所からの墜落を防止するシステムを提供する。
- プラントや物質の安全な使用、取り扱い、保管、輸送を確保する。
- 自分が管理・監督する職場を、健康へのリスクがなく、安全な状態に保つ（例えば、非常口がふさがれていないか、職場は全体的に整理整頓されているかなど）。
- あなたが管理・監督する職場には、福利厚生のための適切な施設を提供すること。
- 従業員が、健康へのリスクがなく安全な方法で業務を遂行できるよう、必要な情報、指示、訓練、または監督を与えること。

何が合理的に実行可能か、どうやって知るのか？

法律は、雇用主に対し、合理的に実行可能な限りリスクを排除するよう求めています。何が合理的に実行可能であるかを決定するには、以下を考慮しなければなりません：

- ハザードやリスクが発生する可能性
- 危険またはリスクから生じるであろう損害

- ・ ハザードやリスクについて、その人が知っていること（または知っているべきこと）、それを除去または低減する方法。
- ・ ハザードまたはリスクを除去または低減する方法の利用可能性および適合性・ 危険またはリスクを除去または軽減するためのコスト

○労働安全衛生教育に関する制度と支援

6. 移民労働者に対する安全衛生教育の規定・指針として、Work Safe Victoria のコンプライアンスコードを確認することができました。こういったコンプライアンスコードは参考にされますでしょうか？

[参考 URL] <https://www.worksafe.vic.gov.au/resources/compliance-code-communicating-occupational-health-and-safety-across-languages>

はい。

7. 御社が移民労働者の出身国の母国語での教育を実施することはありますか？

これまでのところ、私達の会社では、これは必須条件ではなかった。しかし、以前の職場、特に製造業や工場環境では、英語が第二言語である労働者が多いため、これは一般的な慣行であった。

8. 個人によって、就労ビザによって英語能力が異なると思いますが、英語の理解能力に応じた安全衛生教育のサポートはされていますか？ある場合、どのようなサポートがありますか？

現在までのところ、私たちの会社ではこのようなことは要求されていない。しかし、以前の職場、特に製造業や工場環境では、これは一般的な慣行であった。政府は労働者の英語力向上のための支援を行っている。

WorkSafe はビクトリア州の労働安全衛生監督機関であり、移民労働者向けの各種言語資料も用意している。

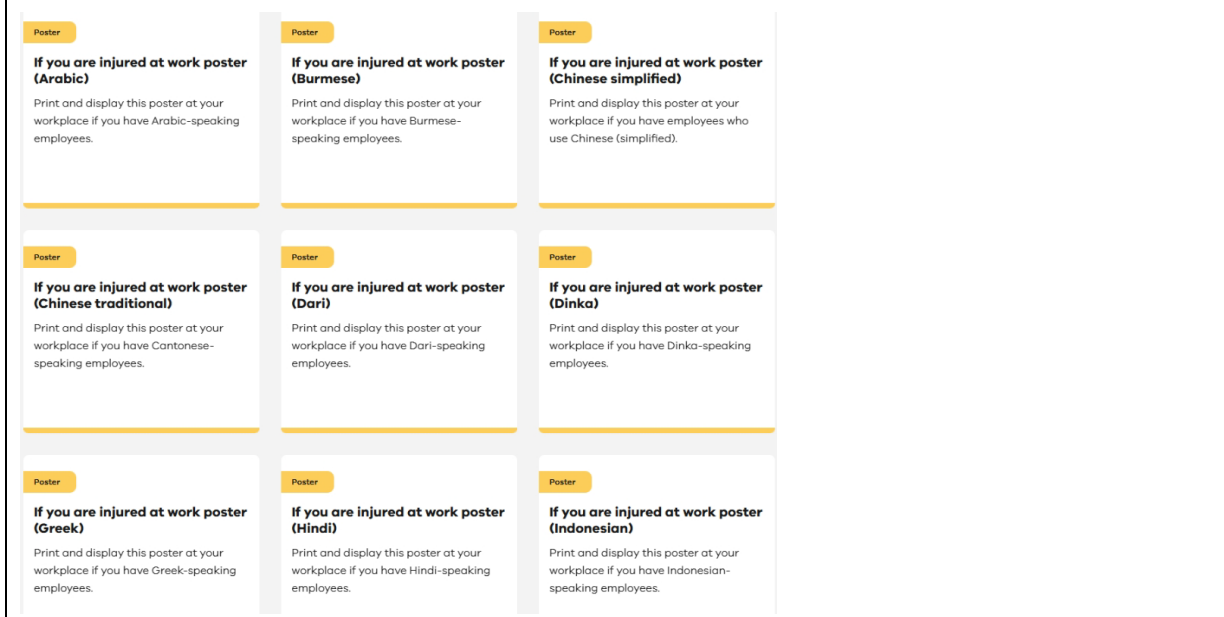
職場の安全資料（ポスターなど）は、WorkSafe 当局によって異なる言語で印刷されることが多い。

以下の例を参照のこと：



9. 移民労働者向けの安全衛生に関する教材はありますか？教材は英語だけでなく、出身国の母国語の教材もごございますでしょうか？

ワークセーフから入手可能



○労働安全衛生に関する相談窓口

10. 移民労働者が御社での安全衛生について相談できる窓口はありますか？母国語で問い合わせることは可能ですか？

該当なし。